

令和5年度市民参画実施状況報告書

目次

1 市民参画について	1
(1) 市民参画とは	1
(2) 周南市市民参画条例	1
(3) 市民参画の基本原則	1
(4) 市民と市の機関の責務	1
(5) 市民参画の対象施策	2
(6) 市民参画の対象施策以外の施策	2
(7) 市民参画の方法	3
(8) 市民参画の実施状況の評価と公表	5
2 市民参画の実施状況	6
(1) 施策の区分別の推移	6
(2) 市民参画の方法別の推移	7
(3) 令和5年度の実施状況	
周南市市民参画条例第6条第1項に基づく施策	8
周南市市民参画条例第6条第3項に基づく施策	48
3 人材の育成	129
4 意見等把握の取組	129
参考資料	131

1 市民参画について

(1) 市民参画とは

市の機関が行う施策に市民の意見等を反映させるため、企画立案から実施、評価に至るまで、市民が主体的に参画することをいいます。市民参画により協働によるまちづくりを推進し、豊かで輝きに満ちた地域社会を築くことを目指しています。

※ 本報告書における用語の定義

用語	定義
市の機関	市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、モーターボート競走事業管理者、消防長
市民	市内に住む人、働く人、学ぶ人、市内に事務所や事業所を有するもの

(2) 周南市市民参画条例

周南市市民参画条例は、平成17年に設置した周南市市民参画検討委員会により検討を重ねるとともに、パブリック・コメントやフォーラムなどの方法により多くの人々の意見等を伺い、平成19年4月1日に施行されたものです。

基本原則、市民と市の機関の責務、市民参画の対象となる施策、市民参画の方法など、市民が主体的に市政に参画するために必要な基本事項が定められています。

条例の運用により、協働によるまちづくりを推進し、豊かで輝きに満ちた地域社会を築いていくことを目指しています。

(3) 市民参画の基本原則

- ・ 市民が自らの意思と責任の下に行う。
- ・ 市民が平等に参画することができる。
- ・ 市民と市の機関が対等な立場で相互の役割を理解し尊重しながら行う。
- ・ 市民と市の機関が市政に関する情報を共有することにより行う。

(4) 市民と市の機関の責務

ア 市民が努めること

- ・ 進んで市政に参画し自らの知識や経験を市政に生かす。
- ・ 自らの発言と行動に責任を持って市政に参画する。
- ・ 公共の利益を図ることを基本として、お互いの意見を尊重しあいながら市政に参画する。

イ 市の機関が努めること

- ・ 市政に関する情報を積極的に市民に提供する。
- ・ 市民参画の機会を積極的に設ける。
- ・ 市民の意向を的確に把握し施策に反映させる。

(5) 市民参画の対象施策

次に該当するものは市民参画の対象施策であり、周南市市民参画条例第6条第1項に規定されています。緊急を要する場合や軽易な場合などを除き、原則として市民参画を実施することになっています。

市民参画の対象施策①

市の基本構想、基本計画、市政の基本的な事項を定める計画の策定や変更

(例) 「周南市まちづくり総合計画」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定

市民参画の対象施策②

市政の基本的な方針を定める条例の制定や改廃

(例) 「周南市市民参画条例」「周南市情報公開条例」の制定

市民参画の対象施策③

市民に義務を課す条例、市民の権利を制限する条例の制定や改廃

(例) 周南市徳山駅前広場等条例の制定



市民参画の対象施策④

広く市民に適用され、市民生活や事業活動に直接、重大な影響を与える制度の導入や改廃 (例) ごみの分別方法の検討

市民参画の対象施策⑤

広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する計画等の策定や変更

(例) 周南市役所庁舎、学び・交流プラザの建設に関する計画の策定



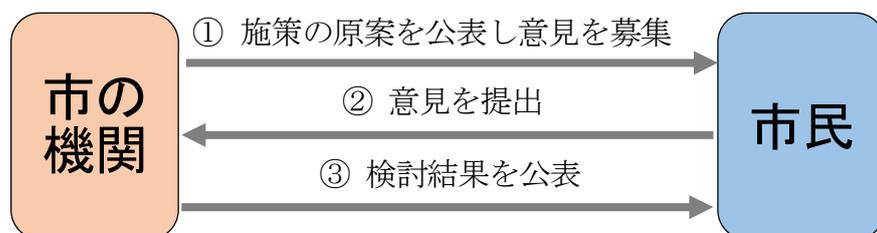
(6) 市民参画の対象施策以外の施策

市民参画の対象施策以外の施策であっても、市民参画を実施することができることが周南市市民参画条例第6条第3項に規定されています。

(7) 市民参画の方法

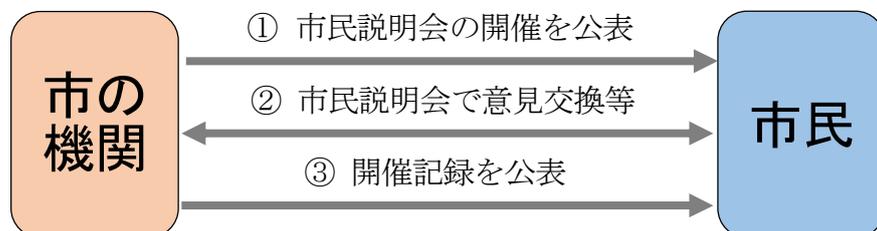
ア パブリック・コメント

市の機関が施策を定めるとき、その原案を公表して、書面等により広く意見を求め、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する方法です。市民から多様な意見を集めることができ、また、施策の意思決定過程における公平性の確保や透明性の向上を図ることができます。



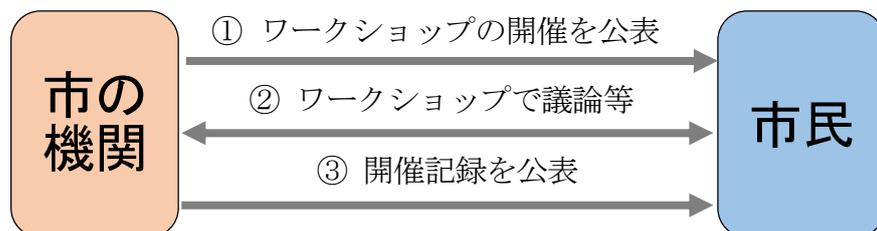
イ 市民説明会

市の機関が施策を定めるとき、市民に事前に考えを説明し、市民の意見等を聴取したり討議したりする方法です。比較的参画しやすく、市民が生の声を直接市の機関に伝えることができます。



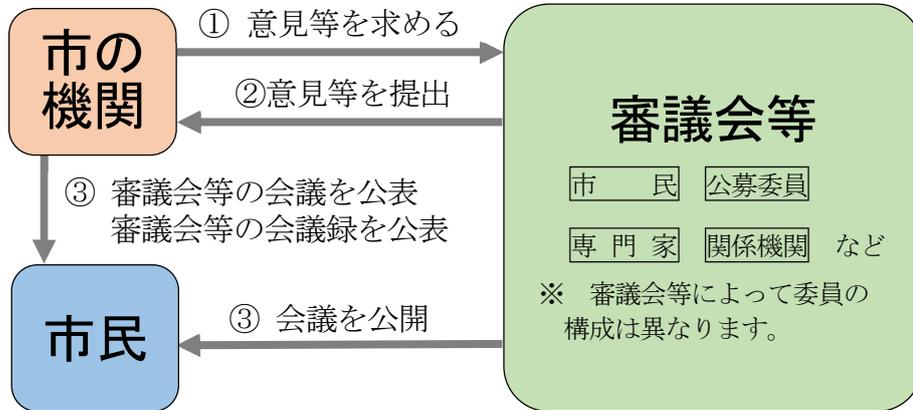
ウ ワークショップ

市の機関が施策を定めるとき、市民と市または市民同士が問題点を共有し、認識しながら、相互に議論、共同作業などを通して案を作り上げていく方法です。参加者が現場を見ながらの議論や模型を組み立てる中から課題や解決案を見出す参加体験等を通して合意形成を図るため、参画意識を高めることができます。



エ 審議会等

市が一定の委員を選任し、委員の合議による答申、提言等を受ける方法です。会議運営及び策定過程の民主制の確保、学識経験者等の参画による専門知識の導入、関係者の利害調整などを図ることができます。



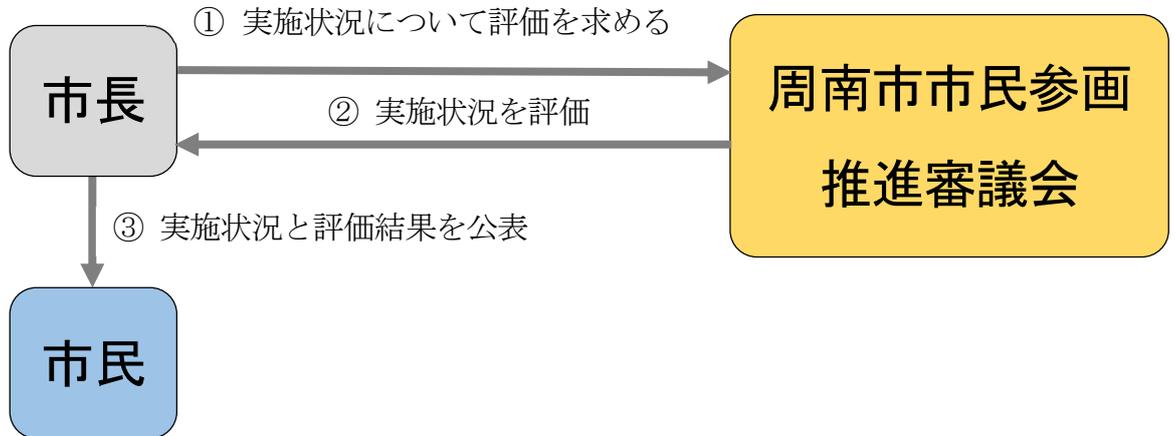
オ その他の方法

ア～エの方法以外には、例として以下の方法が挙げられます。

- ・アンケート 多くの人に同じ質問をして回答を求める調査方法です。
- ・ヒヤリング 団体や個人に対し聞き取りをする方法です。
- ・公聴会 一般的に法律上、開催を義務付けられた公式的な意見聴取の場を指します。通常、応募者の中から指名された市民が発表する意見を聞く形で開催されます。
- ・モニター 公募した市民を登録し、市政などに関する意見を聴取したり、関連会議への出席を求めたりする方法です。
- ・フォーラム 一つの話題に対して、出席者全員が参加して行う公開の討論会です。
- ・シンポジウム 一つの話題に対して、数人が意見を発表し、それについての聴衆の質問に答える形で行われる公開の討論会です。
- ・意見・作文・アイデア等の募集 テーマを定めて、市民から意見・作文・アイデアなどを募集する方法です。

(8) 市民参画の実施状況の評価と公表

毎年度、周南市市民参画推進審議会から市民参画の実施状況についての評価を受け、実施状況と評価結果を公表することで、市民参画のさらなる推進につなげています。



※ 周南市市民参画推進審議会

学識経験者や公募により選ばれた市民等で組織されており、市民参画の適正な運用や市民参画を推進するうえで必要なことを審議する目的で設置されています。

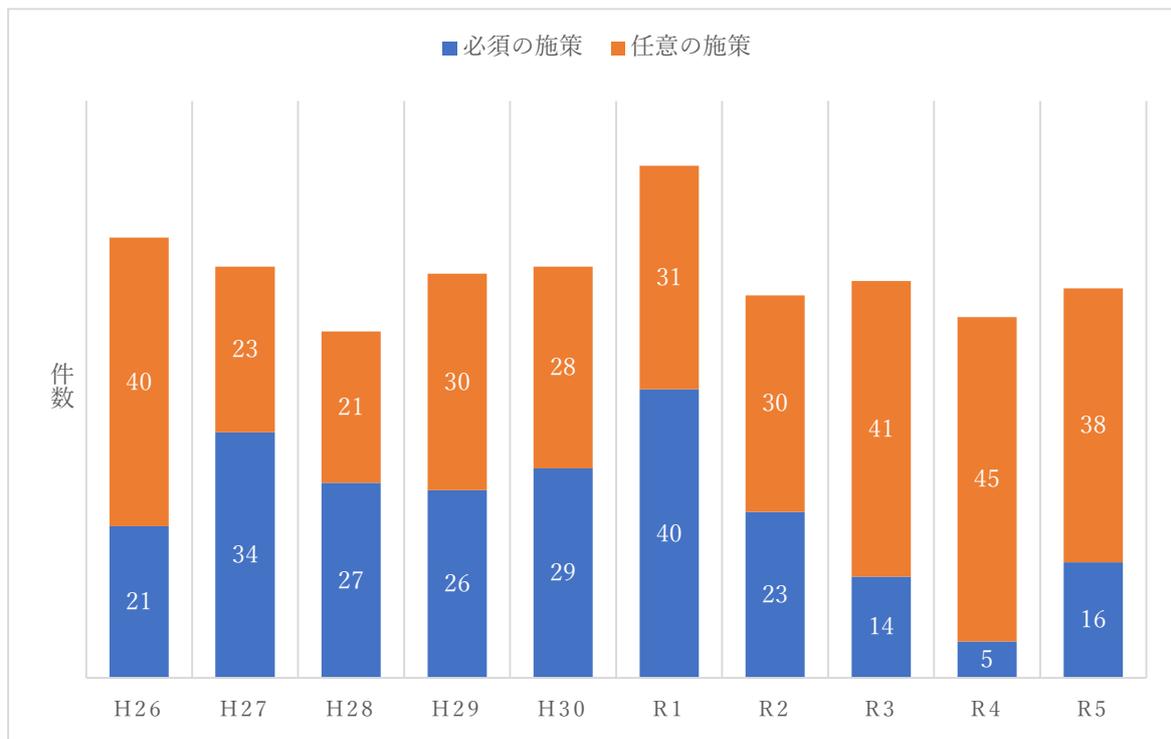
2 市民参画の実施状況

周南市市民参画条例第 16 条の規定に基づき、本市における市民参画の実施状況を報告します。

(1) 施策の区分別の推移

市民参画の対象施策は、市の基本計画等を定める時期には増加するなど、年度により件数の増減があります。市民参画の対象施策以外の施策の件数はおおむね増加傾向にあります。必ずしも市民参画の実施を要しない施策についても積極的に市民参画の機会を設け、市民参画の普及に努めています。

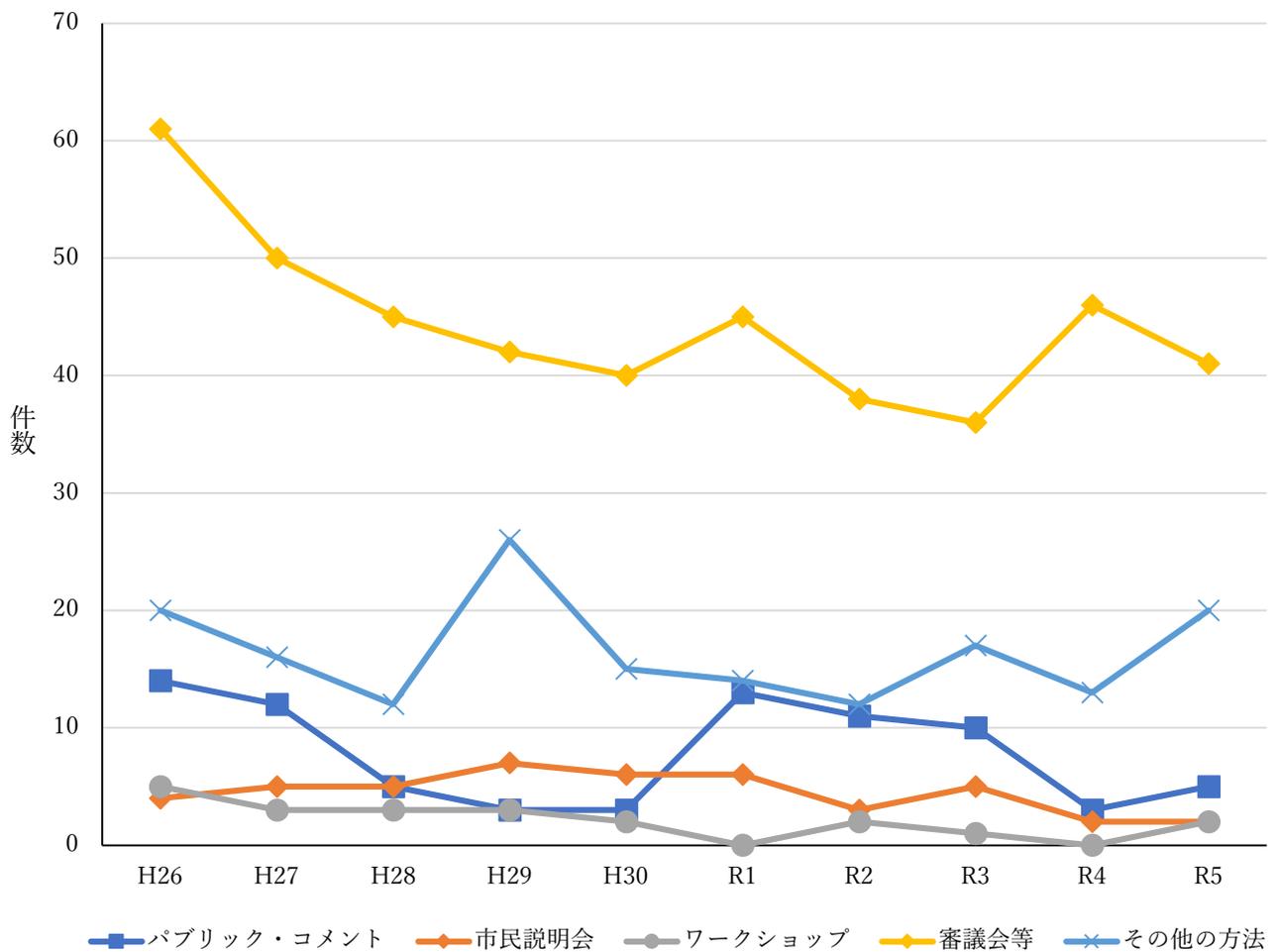
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
必須の施策	21	34	27	26	29	40	23	14	5	16
任意の施策	40	23	21	30	28	31	30	41	45	38
合計	61	57	48	56	57	71	53	55	50	54



(2) 市民参画の方法別の推移

本市の市民参画の方法として、審議会等が多く選択されています。

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
パブリック・コメント	14	12	5	3	3	13	11	10	3	5
市民説明会	4	5	5	7	6	6	3	5	2	2
ワークショップ	5	3	3	3	2	0	2	1	0	2
審議会等	61	50	45	42	40	45	38	36	46	41
その他の方法	20	16	12	26	15	14	12	17	13	20
合計	104	86	70	81	66	78	66	69	64	70



(3) 令和5年度の実施状況

市民参画を実施した施策数

54施策

- ・うち周南市市民参画条例第6条第1項に基づく施策 16施策(8～47ページ)
- ・うち周南市市民参画条例第6条第3項に基づく施策 38施策(48～128ページ)

周南市市民参画条例第6条第1項に基づく施策(市民参画の実施が必須の施策)

頁	施策名称	施策区分	市民参画の方法
10	1. 健康づくりの推進 担当課：健康づくり推進課	①	審議会等
12	2. 周南市子ども・子育て支援ニーズ調査 担当課：次世代政策課	①	その他(アンケート)
14	3. 周南市こども育成支援対策審議会 担当課：次世代政策課	①	審議会等
16	4. 部活動地域移行 担当課：文化スポーツ課	④	その他(シンポジウム)
18	5. 景観形成の推進 担当課：都市政策課	①	審議会等
20	6. 周南都市計画の変更 担当課：都市政策課	①	市民説明会 審議会等
23	7. 周南市立地適正化計画の変更・進捗管理 担当課：都市政策課	①	審議会等
25	8. 市民館跡地利用構想及び文化小ホール基本構 想・基本計画の策定 担当課：企画課 市民館跡地利活用推進室	⑤	ワークショップ 審議会等 その他(アンケート)
28	9. 第2期周南市まち・ひと・しごと創生総合戦 略に掲げる施策の評価 担当課：企画課	①	審議会等
30	10. 第3次周南市まちづくり総合計画の策定 担当課：企画課	①	審議会等 その他(アンケート)
33	11. 周南市公営住宅等長寿命化計画の策定 担当課：住宅課	①	パブリック・コメント
35	12. 周南市マンション管理適正化計画の策定 担当課：住宅課	①	パブリック・コメント その他(アンケート)

頁	施策名	施策区分	市民参画の方法
37	1 3. 周南市障害者計画（第5期）、周南市障害者福祉計画（第7期）・周南市障害児童福祉計画（第3期）の策定 担当課：障害者支援課	①	パブリック・コメント 審議会等
41	1 4. 第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定（変更） 担当課：高齢者支援課	①	パブリック・コメント 審議会等
44	1 5. 地域包括支援センターの中立・公正な運営 担当課：地域福祉課	④	審議会等
46	1 6. 図書館の管理及び運営 担当課：中央図書館	①	審議会等
全	16 施策	① 13件 ② 0件 ③ 0件 ④ 2件 ⑤ 1件	パブリック・コメント 4件 市民説明会 1件 ワークショップ 1件 審議会等 12件 その他 5件

※施策の区分

- ①市の基本構想、基本計画、市政の基本的な事項を定める計画の策定や変更
- ②市政の基本的な方針を定める条例の制定や改廃
- ③市民に義務を課す条例、市民の権利を制限する条例の制定や改廃
- ④広く市民に適用され、市民生活や事業活動に直接、重大な影響を与える制度の導入や改廃
- ⑤広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する計画等の策定や変更

1 健康づくりの推進

健康医療部 健康づくり推進課

施策の概要	市民と関係団体、行政等が協働し、健康づくり、食育、自殺対策を一体的に推進することにより、「市民一人ひとりがいきいきと健康に暮らせるまち周南」の実現を目指す。		
施策の開始年度	平成15年度		
施策が属する事業の名称	健康推進事業費		
施策自体の根拠法令等	健康増進法第8条第2項 食育基本法第18条第1項 自殺対策基本法第13条第2項 第3次周南市健康づくり計画		
市民参画の根拠	市民参画の対象施策1（市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更）		
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○ 審議会等
	-	市民説明会	- ワークショップ
	-	その他	
市民参画の方法を選択した理由	専門家、学識経験者、市民など様々な見地から合意形成を図るため審議会等の方法を選択した。		
施策に関する情報の公表	市ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。		
市民参画を実施した評価や課題を入力	様々な立場から質問や意見をいただき、事業推進の参考とすることができた。		
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	がん検診を受けやすい会場設定への意見を受け、大型商業施設や競艇場での検診実施に反映した。		
令和4年度までの市民参画の実施状況	毎年度、年2回会議を開催しているが、令和2・3年度は、コロナ禍の影響で書面開催に変更し実施した。		

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市健康づくり推進協議会		
設置目的	全ての市民が生涯を通じて健康で生き生きと生活できる周南市の実現を図るため、市民、行政、関係機関・団体等社会全体が一体となった健康づくりの推進を図る。		
審議会等を設置する根拠	周南市健康づくり推進協議会設置要綱 第1条		
会議開催回数	2回		
会議の議題	<p>[第1回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3次周南市健康づくり計画について、令和4年度健康づくり事業実績報告、令和5年度健康づくり事業計画と推進についての審議 <p>[第2回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度健康づくり事業実績報告、令和6年度健康づくり事業計画と推進について、第3次周南市健康づくり計画中間評価・見直しについての審議 		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	15名		
委員の構成	学識経験者 1名 専門家 4名 団体推薦 5名 行政機関の職員 1名 公募委員 4名		
公募委員の割合の適否	適		
備考	-		

2 周南市子ども・子育て支援ニーズ調査

こども・福祉部こども局 次世代政策課

施策の概要	「第3期周南市子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料となる「子ども・子育て支援ニーズ調査」を実施する。		
施策の開始年度	令和5年度		
施策が属する事業の名称	児童福祉総務一般事務費		
施策自体の根拠法令等	子ども・子育て支援法第61条		
市民参画の根拠	市民参画の対象施策1（市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更）		
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	- 審議会等
	-	市民説明会	- ワークショップ
	○	その他	アンケート
市民参画の方法を選択した理由	「第3期周南市子ども・子育て支援事業計画」策定にあたり、子どもと子育て世帯の置かれている状況やニーズを幅広く調査し施策に反映するため、アンケート調査の方法を選択した。		
施策に関する情報の公表	市民参画の実施に合わせて公表した。		
市民参画を実施した評価や課題を入力	「第3期周南市子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料となり、今後の施策の展開につながる多くの回答が得られた。		
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	今後、アンケート調査の結果をもとに、「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定する。		
令和4年度までの市民参画の実施状況	5年ごとに更新する「子ども・子育て支援事業計画」策定の際に実施。		

◎その他（アンケート）

テーマ	第3期周南市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査
目的	「第3期周南市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、子どもと子育て世帯の置かれている状況やニーズを幅広く調査し施策に反映するため。
募集期間	令和6年1月15日から令和6年2月9日まで
回答方法	WEB 回答フォーム、郵送
対象者	①未就学児、小学生児童、中学生生徒の保護者 ②事業者 ③小学校児童及び中学校生徒
回答数	3, 280件

3 周南市こども育成支援対策審議会

こども・福祉部こども局 次世代政策課

施策の概要	「第2期周南市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て支援施策等について調査、審議を行う。			
施策の開始年度	平成21年度			
施策が属する事業の名称	児童福祉総務一般事務費			
施策自体の根拠法令等	子ども・子育て支援法第72条第1項			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策1（市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更）			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他	アンケート	
市民参画の方法を選択した理由	周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例（平成15年周南市条例第247号）の規定による。			
施策に関する情報の公表	市民参画の実施に合わせて公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3期周南市子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎調査となる「子ども・子育て支援ニーズ調査」に関する意見の他、今後のこども施策を展開する上で貴重な意見を得られた。 ・今後は子ども・若者世代を当審議会の委員に追加し、当事者の意見を徴取できる体制を整えたい。 			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	「子ども・子育て支援ニーズ調査」の調査内容に委員からの意見を取り入れた。			
令和4年度までの市民参画の実施状況	毎年、子ども・子育て支援事業計画の進捗管理を行い、子ども関連施策についての意見を聴取している。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市こども育成支援対策審議会		
設置目的	次に掲げる事項について、調査し、審議し、及び連絡調整をするため。 (1) 次世代育成支援対策の推進に関すること。 (2) 青少年健全育成の推進に関すること。 (3) 次世代育成支援周南市行動計画に関すること。 (4) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項に掲げる事務に関すること。		
審議会等を設置する根拠	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項		
会議開催回数	3回		
会議の議題	<p>[第1回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の事業計画及び主要事業について ・「第2期周南市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況の点検・評価について <p>[第2回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3期周南市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査について <p>[第3回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3期周南市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の結果について ・特定教育・保育施設の利用定員の変更について 		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	12名		
委員の構成	学識経験者 2名、団体推薦 7名、公募委員 3名		
公募委員の割合の適否	適		
備考	-		

4 部活動地域移行

地域振興部 文化スポーツ課

施策の概要	令和8年度より中学校部活動が平日・休日共に地域へ移行することから、地域移行に関する本市の目指す姿や課題等を広く市民と共有する。			
施策の開始年度	令和4年度			
施策が属する事業の名称	体育協会関連事業費			
施策自体の根拠法令等	-			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策4（広く市民に適用され、市民生活や事業活動に直接、重大な影響を与える制度の導入又は改廃）			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	-	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	○	その他	シンポジウム	
市民参画の方法を選択した理由	中学部活動の地域移行に関する本市の目指す姿や課題等を広く市民と共有するため。			
施策に関する情報の公表	市ホームページ、チラシ配布、市広報紙			
市民参画を実施した評価や課題を入力	中学校部活動の地域移行に関する市の方針の説明と、基調講演、有識者によるパネルディスカッションを実施した。中学校の部活動廃止に向けた、各関係者の取り組みや、想定される課題などについて紹介し、地域移行の方針等について一定の理解を得られたと考える。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	中学部活動の地域移行に関する本市の目指す姿や課題等を広く市民と共有するためのシンポジウム開催のため、反映はしていない。			
令和4年度までの市民参画の実施状況	令和4年度に開始した施策であるため、令和3年度以前は市民参画を実施していない。			

◎その他（シンポジウム）

名称	部活動地域移行に関するシンポジウム
目的	令和8年度より中学校部活動が平日・休日共に地域へ移行することから、地域移行に関する本市の目指す姿や課題等を広く市民と共有するため。
対象者	小・中学生とその保護者、文化芸術・スポーツ指導者（スポ少・文化教室・中高大学等）、中学生を受け入れている又は受け入れを検討されている団体関係者、学校部活動の地域移行に興味関心を持っている方
参画方法	シンポジウムへの参加
公表の方法	市広報紙への掲載、市ホームページへの掲載、チラシ配布
実績	153名の参加があり、地域移行に関する本市の目指す姿や課題等を共有できた。

5 景観形成の推進

都市整備部 都市政策課

施策の概要	景観まちづくりへの意識の醸成を図り、市民の積極的な参画・協働により各地域ごとの景観形成、保全、創出を公民連携により推進する。			
施策の開始年度	平成20年度			
施策が属する事業の名称	都市計画一般事務費			
施策自体の根拠法令等	景観法			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策1（市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更）			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	景観法に基づくため、審議会の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	審議会の実施に合わせて公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	審議会では議案に対して、多数の質問、意見をいただき、有意義な会議となった。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	議案に賛同されたので特になし。			
令和4年度までの市民参画の実施状況	必要に応じて、景観行政に関し審議会に諮問し答申を受けている。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市景観審議会		
設置目的	良好な景観の形成に関する重要な事項等について審議するため。		
審議会等を設置する根拠	周南市景観条例 第6条第1項		
会議開催回数	1回		
会議の議題	[第1回会議] (1) 景観条例による届出制度の令和2～4年度実績報告 (2) 景観重要公共施設について		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法、傍聴の受付時間		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	無	委員を公募した際の割合	-
全委員数	6名		
委員の構成	学識経験者 3名 団体推薦 3名		
公募委員の割合の適否	否		
備考	※公募を行わない理由 専門的知識を要するなど、所掌事務に照らし、委員の公募が適当でないため		

6 周南都市計画の変更

都市整備部 都市政策課

施策の概要	周南市における都市づくりのビジョンを確立し、都市生活などを支える諸施設の計画等の整備方針を定める。			
施策の開始年度	-			
施策が属する事業の名称	都市計画一般事務費			
施策自体の根拠法令等	都市計画法			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策1（市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更）			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	○	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法に基づくため審議会の方法を選択した。 ・都市計画道路の廃止について、市民の声を聞くため、市民説明会の方法を選択した。 			
施策に関する情報の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会の実施に合わせて公表した。 ・説明会については、市ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。 			
市民参画を実施した評価や課題を入力	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会では議案に対する質問があり、参加者の理解が深まった。 ・説明会では、いくつか質問があり、参加者の事業に対する理解を深めることができた。 			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会については、議案に賛同されたので特になし。 ・説明会の内容以外のご意見を多くいただいたため、今後の業務の参考にしたい。 			
令和4年度までの市民参画の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、都市計画に関し審議会に諮問し答申を受けている。 			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市都市計画審議会		
設置目的	本市が定める都市計画および都市計画について本市が県知事に提出する意見などに関して必要な事項を審議する。		
審議会等を設置する根拠	都市計画法第77条の2第1項 周南市都市計画審議会条例		
会議開催回数	1回		
会議の議題	周南都市計画道路の変更について、周南都市計画公園の変更について		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法、傍聴の受付時間		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	18名		
委員の構成	学識経験者 6名 公募委員 1名 市議会議員 5名 関係行政機関の職員 3名 本市の市民（公募以外） 3名		
公募委員の割合の適否	否		
備考	※公募委員が20%未満となった理由 公募枠数に応募者数が満たないため。		

◎市民説明会の詳細

集会の名称	都市計画施設（道路・公園）の都市計画の廃止に関する説明会
議題（テーマ）	都市計画施設（道路・公園）の都市計画の廃止について
参加対象者	指定なし
令和5年度の開催回数	4回
開催場所	周南市役所、周南市文化会館
開催時の公表	
公表事項	集会の名称、開催日時及び場所、集会の議題（テーマ）、参加できるもの
開催前2週間前までの公表	遅延なし
公表方法	市ホームページへの掲載、SNSへの掲載
公表の適否	適
開催後の公表	
公表事項	集会の名称、開催日時及び場所、集会の議題（テーマ）、集会の内容、参加者数
公表方法	市ホームページへの掲載、SNSへの掲載
公表の適否	適
参加人数合計	14名

7 周南市立地適正化計画の変更・進捗管理

都市整備部 都市政策課

施策の概要	急速な人口減少、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応するコンパクトシティの実現に向けた計画の策定、進捗管理を行う。			
施策の開始年度	平成28年度			
施策が属する事業の名称	都市計画一般事務費			
施策自体の根拠法令等	都市再生特別措置法第81条			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策1（市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更）			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	専門家、関係団体、市民などの意見を得て、計画、施策に反映するため。			
施策に関する情報の公表	協議会の実施に合わせて公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	協議会では議案に対して多数の質問、意見をいただき、計画変更に向けて有意義な会議となった。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	変更計画素案の検討段階であるため、直接的な反映には至っていない。			
令和4年度までの市民参画の実施状況	例年、計画、施策の進捗状況について報告している。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市都市再生推進協議会		
設置目的	急速な人口減少、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応するため、立地適正化計画の策定及び推進を目的とする。		
審議会等を設置する根拠	周南市都市再生推進協議会設置要綱		
会議開催回数	2回		
会議の議題	[第16回会議] (1)周南市立地適正化計画の概要及び5年見直しについて (2)防災指針について [第17回会議] ・立地適正化計画の5年見直しについて		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法、傍聴の受付時間		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	16名		
委員の構成	学識経験者又は学識を有する者 3名 関係団体の代表者 12名 公募による市民 1名		
公募委員の割合の適否	否		
備考	※公募委員が20%未満となった理由 公募枠数に応募者数が満たないため。		

8 市民館跡地利活用構想及び文化小ホール基本構想・基本計画（中間報告）の とりまとめ

企画部 企画課

施策の概要	市内に点在する国の機関の集約化及び文化小ホール等の整備に向けて、市民館跡地の利活用構想及び文化小ホールの基本構想・基本計画（中間報告）をとりまとめる。			
施策の開始年度	令和5年度			
施策が属する事業の名称	市民館跡地利活用検討事業費			
施策自体の根拠法令等	なし			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策5（広く市民が利用する、事業費がおおむね10億円以上の大規模な公共施設の設置に関する計画等の策定又は変更）			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	○	ワークショップ
	○	その他	アンケート	
市民参画の方法を選択した理由	多様な市民の意見を得て施策に反映するため。また学識経験者などから専門的かつ客観的な見地から幅広く意見を求めるため。			
施策に関する情報の公表	市ホームページ及び情報公開窓口、市広報紙で公表			
市民参画を実施した評価や課題を入力	アンケートやワークショップでは、文化芸術に関する実態や考え方が把握できた。有識者会議では、委員から専門的かつ客観的な意見及び提案を受けることができた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	必要に応じて、現在策定中の計画へ反映する。			
令和4年度までの市民参画の実施状況	令和5年度に開始した施策であるため、令和4年度以前は市民参画を実施していない。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	市民館跡地利活用構想及び文化小ホール基本構想・基本計画に関する有識者検討会議		
設置目的	市民館跡地利活用構想及び文化小ホール基本構想・基本計画の策定にあたり、専門的かつ客観的な見地から幅広く意見を求めることを目的とする。		
審議会等を設置する根拠	市民館跡地利活用構想及び文化小ホール基本構想・基本計画に関する有識者検討会議設置要綱（第1条）		
会議開催回数	1回		
会議の議題	<p>[第1回会議]</p> <p>(1)市民館跡地利活用に向けた経過</p> <p>(2)スケジュール</p> <p>(3)文化芸術や劇場ホールの状況</p> <p>(4)市民・団体からの意見聴取の結果（速報）</p> <p>(5)市民ニーズから見える文化小ホールの考え方</p>		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け、報道機関の活用（マスコミ投込等）		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	無	委員を公募した際の割合	-
全委員数	12名		
委員の構成	<p>学識経験者 4名</p> <p>教育関係者 3名</p> <p>文化関係者 3名</p> <p>子育て支援関係者 2名</p>		
公募委員の割合の適否	-		
備考	専門的かつ客観的な見地から議論していただくため、学識経験者や専門的知識を持った方を中心に委員会を編成。		

◎ワークショップの詳細

集会の名称	これからの文化とまちづくりを考える市民ワークショップ
議題（テーマ）	周南市のまちじまん・文化じまんから施設の将来像を考えてみよう！
参加対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・無作為で抽出した市内在住者1,000名に対して、参加依頼の文書を送り、参加の承諾をされた市民 ・市内に在住、通勤、通学する満15歳以上で、公募に対し申し込みされた方
令和5年度の開催回数	1回
開催場所	周南市役所
開催時の公表	
公表事項	集会の名称、開催日時及び場所、集会の議題（テーマ）、参加できるもの
開催前2週間前までの公表	遅滞なし
公表方法	市広報紙への掲載、市ホームページへの掲載
公表の適否	適
開催後の公表について	
公表事項	集会の名称、開催日時及び場所、集会の議題、参加者数
公表方法	市ホームページへの掲載、報道機関の活用（マスコミ投込等）
公表の適否	適
参加人数合計	17人
備考	-

◎その他（アンケート）

アンケートのテーマ	文化・芸術の意識に関するアンケート
アンケートの目的	市民の文化に対する意識や文化活動の実態等を把握し、市民館跡地利活用構想及び文化小ホール基本構想・基本計画策定に活用するため。
募集期間	令和6年2月1日～令和6年2月16日
公表方法	市ホームページへの掲載
実施の詳細	設問式により、市民の文化に対する意識や文化活動の実態等を把握した。
回答方法	郵便、アンケートフォーム
対象者	市内在住の15歳以上から無作為抽出で選ばれた3,000人
回答数	1,244件

9 第2期周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる施策の評価

企画部 企画課

施策の概要	総合戦略に掲げる施策の実施状況・進捗状況に対する評価		
施策の開始年度	平成28年度		
施策が属する事業の名称	企画管理事務費		
施策自体の根拠法令等	まち・ひと・しごと創生法		
市民参画の根拠	市民参画の対象施策1（市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更）		
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○ 審議会等
	-	市民説明会	- ワークショップ
	-	その他	
市民参画の方法を選択した理由	専門家、学識経験者、市民など様々な見地から合意形成を図るため審議会等の方法を選択した。		
施策に関する情報の公表	市ホームページ及び情報公開窓口で公表。		
市民参画を実施した評価や課題を入力	総合戦略に掲げる施策の評価にあたり、専門的見地を有している委員から幅広く意見及び提案を受けることができた。		
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	施策を所管する各課において、施策の方向性を決定するにあたり、会議で得られた意見、提案を参考にしている。		
令和4年度までの市民参画の実施状況	毎年度、本件にかかる会議を開催し、委員より意見、提案を受けている。		

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	第2期周南市まち・ひと・しごと創生戦略会議		
設置目的	周南市人口ビジョン及び周南市総合戦略の策定及び推進に当たり、専門的見地から幅広く意見又は提案を受けるため。		
審議会等を設置する根拠	第2期周南市まち・ひと・しごと創生戦略会議設置要綱 第1条第1項		
会議開催回数	2回		
会議の議題	<p>[第1回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要及び評価方法について ・まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価について <p>[第2回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要及び評価方法について ・まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価について 		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	無	委員を公募した際の割合	-
全委員数	8名		
委員の構成	学識経験者 2名 産業界 3名 行政 1名 金融機関 1名 その他住民 1名		
公募委員の割合の適否	否		
備考	※公募委員が20%未満となった理由 専門的見地を有している委員から幅広く意見及び提案を受けるため、委員の公募はしていない。		

10 第3次周南市まちづくり総合計画の策定

企画部 企画課

施策の概要	令和7年度を初年度とする本市の最上位計画である第3次総合計画を策定する。			
施策の開始年度	令和5年度			
施策が属する事業の名称	まちづくり総合計画策定事業費			
施策自体の根拠法令等	周南市総合計画策定条例第3条			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策1（市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更）			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	○	その他	アンケート	
市民参画の方法を選択した理由	多様な市民の意見を得て施策に反映するため。また学識経験者などから専門的かつ客観的な見地から幅広く意見を求めるため。			
施策に関する情報の公表	市ホームページ及び情報公開窓口で公表。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	令和5年度は実施内容の説明をただけであったため市民の意見の確認するには至っていない。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	令和5年度は実施内容の説明をただけであったため市民の意見の確認するには至っていない。			
令和4年度までの市民参画の実施状況	本計画の策定にあたり、5年に一度当該施策を実施している。前回は平成30年度及び令和元年度に実施した。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市まちづくり総合計画審議会		
設置目的	市長の諮問に応じて、総合計画に関する事項を調査、審議し、その結果を市長に答申する。		
審議会等を設置する根拠	周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例第1条		
会議開催回数	1回		
会議の議題	[第1回会議] (1) 総合計画及び周南市まちづくり総合計画審議会について (2) 第2次周南市まちづくり総合計画の評価検証について		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	33名		
委員の構成	学識経験者 4名 産業界 6名 推薦団体 16名 公募委員 7名		
公募委員の割合の適否	適		
備考	-		

◎その他（アンケート）

アンケートのテーマ	第3次周南市まちづくり総合計画策定にかかるアンケート調査（市民アンケート調査、移住・定住に関する意識調査、結婚・出産・子育てに関する意識調査、進路に関する意識調査、進路、定住に関する意識調査）
アンケートの目的	第3次周南市まちづくり総合計画策定の基礎資料とするため
募集期間	令和5年7月1日～令和5年9月29日
公表方法	市広報紙への掲載、市ホームページへの掲載
実施の詳細	設問式及び自由記述式により市民の考えや思いを聴取した。
回答方法	書面持参、郵便、インターネット
対象者	(1)市民アンケート調査：18歳以上の市民 (2)結婚・出産・子育てに関する意識調査：18～39歳の市民 (3)移住・定住に関する意識調査：18～34歳の市民 (4)進路に関する意識調査（高校生）：周南市内の高校に通う3年生 (5)進路、定住に関する意識調査（大学生）：周南公立大学に通う1年生～3年生
回答数	(1) 1,882／4,000件 回答率：47.1％ (2) 1,149／3,600件 回答率：31.9％ (3) 1,068／3,600件 回答率：29.7％ (4) 983／1,245件 回答率：78.6％ (5) 268／862件 回答率：31.1％

1.1 周南市公営住宅等長寿命化計画の策定

建設部 住宅課

施策の概要	公営住宅の管理戸数の適正化や取り巻く環境の変化に対応するために、公営住宅の長寿命化によるライフサイクルコストの削減と事業量の平準化を図ることを目的に公営住宅等長寿命化計画の改定を行う。			
施策の開始年度	令和6年度			
施策が属する事業の名称	公営住宅ストック改善事業費			
施策自体の根拠法令等	周南市住生活基本計画			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策1（市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更）			
市民参画の方法	○	パブリック・コメント	-	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	多様な市民の意見を得て施策に反映するため、パブリック・コメントの方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	市民参画の実施に合わせて公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	パブリック・コメントでは23件の意見が出されたが、提出人数は2人であり、市民の総意と考えるには多いとは言えないため、広く周知ができるように改善していく必要がある。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	わかりにくい用語についてご意見をいただいたため、用語集に追加した。			
令和4年度までの市民参画の実施状況	改定前の計画を平成27年度に策定した際にパブリック・コメントを実施した。			

◎パブリック・コメントの詳細

施策の案の名称	周南市公営住宅等長寿命化計画（案）
実施について	
意見提出期間	令和6年2月1日～令和6年3月1日
意見提出手段	書面持参、郵便、ファクシミリ、電子メール
実施の適否	適
実施時の公表	
公表事項	施策の案の名称、施策の案及びその案に関する資料、意見を提出できるもの、意見の提出先、提出機関及び提出手段、意見を提出する場合の記載事項、提出された意見の検討結果の公表の仕方、施策の案等の閲覧方法及び閲覧場所
公表方法	市広報紙への掲載、市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け、報道機関の活用（マスコミ投込等）
公表の適否	適
実施後の公表	
公表事項	意見の概要、市の機関の考え方、施策案の修正内容
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け
公表の適否	適
意見の提出状況	意見提出者 2名 提出された意見数 23件
意見の検討結果	-

12 周南市マンション管理適正化計画の策定

建設部 住宅課

施策の概要	マンション管理組合がマンションを適正に管理することを基本としながら、市内のマンションの適正な維持・管理を推進することを目的とする。		
施策の開始年度	令和6年度		
施策が属する事業の名称	マンション適正管理事業費		
施策自体の根拠法令等	マンション管理の適正化の推進に関する法律		
市民参画の根拠	市民参画の対象施策1（市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更）		
市民参画の方法	<input type="radio"/>	パブリック・コメント	- 審議会等
	-	市民説明会	- ワークショップ
	<input type="radio"/>	その他	アンケート
市民参画の方法を選択した理由	多様な市民の意見を得て施策に反映するため、パブリック・コメントの方法を選択した。 管理組合の管理実態を把握し施策に反映するため、アンケートを実施。		
施策に関する情報の公表	市民参画の実施に合わせて公表した。		
市民参画を実施した評価や課題を入力	パブリック・コメントでは16件の意見が出されたが、提出人数は3人であり、市民の総意と考えるには多いとは言えないため、広く周知ができるように改善していく必要がある。		
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	計画案中のマンション数について、数える際の単位が複数使用されておりわかりにくいとの意見があったため、併記することとした。		
令和4年度までの市民参画の実施状況	無し		

◎パブリック・コメントの詳細

施策の案の名称	周南市マンション管理適正化推進計画（案）
実施について	
意見提出期間	令和5年10月1日から令和5年11月1日まで
意見提出手段	書面持参、郵便、ファクシミリ、電子メール
実施の適否	適
実施時の公表	
公表事項	施策の案の名称、施策の案及びその案に関する資料、意見を提出できるもの、意見の提出先、提出期間及び提出手段、意見を提出する場合の記載事項、提出された意見の検討結果の公表の仕方、施策の案等の閲覧方法及び閲覧場所
公表方法	市広報紙への掲載、市ホームページへの掲載、SNSへの掲載
公表の適否	適
実施後の公表	
公表事項	意見の概要、市の機関の考え方、施策の案の修正内容
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け
公表の適否	適
意見の提出状況	意見提出者数 3名 提出された意見数 16件
意見の検討結果	案にマンション数を数える際の単位が複数使用されていたため、併記することとした。

◎その他（アンケート）

テーマ	分譲マンションの管理状況に関するアンケート
目的	市内のマンションの管理状況を把握し、今後の施策の方向性を検討するため。
募集期間	令和5年6月2日から令和5年6月30日まで
回答方法	返信用封筒で郵送
対象者	マンション管理組合
回答数	21件 / 113件（回答率18.6%）

1 3 周南市障害者計画（第5期）、周南市障害福祉計画（第7期）・周南市障害児福祉計画（第3期）の策定

こども・福祉部 障害者支援課

施策の概要	周南市障害者計画（第5期）は、国の策定した障害基本計画と山口県が策定したやまぐち障害者いきいきプランを基本とするとともに、周南市における障害者の状況等を踏まえて周南市における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定する。周南市障害福祉計画（第7期）・周南市障害児福祉計画（第3期）は、障害福祉サービス等および障害児通所支援等の提供体制を整備し、障害福祉サービスや障害児通所支援の円滑な実施を確保するために国が定めた基本的な指針に基づき市が計画を策定する。			
施策の開始年度	周南市障害者計画（H16年度） 周南市障害福祉計画（H24年度） 周南市障害児福祉計画（令和2年度）			
施策が属する事業の名称	地域自立支援協議会運営事業費			
施策自体の根拠法令等	障害者基本法第11条第3項 障害者総合支援法第88条第1項、 児童福祉法第33条の20第1項 周南市地域自立支援協議会要綱第2条第1項第5号			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策1（市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更）			
市民参画の方法	<input type="radio"/>	パブリック・コメント	<input type="radio"/>	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	多様な市民の意見を得て施策に反映するため、パブリック・コメントの方法を選択した。また、専門家、学識経験者、市民など様々な見地から合意形成を図るため審議会等の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	市ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。市民参画の実施に合わせて公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	周南市障害者計画（第5期）の策定について33件の意見と周南市障害福祉計画（第7期）・周南市障害児福祉計画（第3期）の策定について12件の意見をいただき、市民からの意見を反映することができた。 さらに、策定を重ねていく中で、今まで以上の多くの意見を提出してもらうことが課題である。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	周南市障害者計画（第5期）の策定において、市の人口に対する障害者手帳の所持率の追記の意見を得て案に追記した。 周南市障害福祉計画（第7期）・周南市障害児福祉計画（第3期）の策定において、市広報紙に限らずあらゆる手段を用いて			

	<p>施策について随時広報を行い実行してほしいとの意見があったため、市広報紙や様々な機会を通じて、障害者福祉についての理解と啓発とした事業を展開していくと追記し反映した。</p>
<p>令和4年度までの市民参画の実施状況</p>	<p>計画の策定の前年度に審議会等に諮問し答申を受けている。令和元年度に周南市障害者計画（第4期）、第6期周南市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定について、令和2年度にパブリック・コメントを実施した。</p>

◎パブリック・コメントの詳細

施策の案の名称	周南市障害者計画（第5期）、周南市障害福祉計画（第7期）・周南市障害児福祉計画（第3期）の策定
実施について	
意見提出期間	令和6年2月15日～令和6年3月15日
意見提出手段	書面持参、郵便、ファクシミリ、電子メール
実施の適否	適
実施時の公表	
公表事項	施策の案の名称、施策の案及びその案に関する資料、意見を提出できるもの、意見の提出先、提出機関及び提出手段、意見を提出する場合の記載事項、提出された意見の検討結果の公表の仕方、施策の案等の閲覧方法及び閲覧場所
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け、SNSへの掲載
公表の適否	適
実施後の公表	
公表事項	意見の概要、市の機関の考え方、施策案の修正内容
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付
公表の適否	適
意見の提出状況	意見提出者 5名 意見の提出数 45件
意見の検討結果	-

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市地域自立支援協議会		
設置目的	地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して、広く市民の意見を反映するため。		
審議会等を設置する根拠	周南市地域自立支援協議会要綱第1条		
会議開催回数	3回		
会議の議題	<p>[第1回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周南市障害者計画（第4期）、第6期周南市障害福祉計画、第2期周南市障害児福祉計画の実績報告についての審議 <p>[第2回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周南市障害者計画（第5期）、周南市障害福祉計画（第7期）・周南市障害児福祉計画（第3期）の策定についての審議 <p>[第3回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周南市障害者計画（第5期）、周南市障害福祉計画（第7期）・周南市障害児福祉計画（第3期）の策定【最終案】の審議 		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	15名		
委員の構成	学識経験者 3名 障害者団体 3名 医療団体 1名 福祉団体 3名 ボランティア団体 1名 行政機関 1名 公募委員 3名		
公募委員の割合の適否	適		
備考			

14 第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定（変更）

こども・福祉部 高齢者支援課

施策の概要	高齢者の健康と福祉の増進を図ることや地域の実情に応じた介護サービス提供体制を確保するため、令和6年度から令和8年度までの3年間の介護サービスの見込み量等を定めることを目的として、計画を作成する。			
施策の開始年度	令和6年度			
施策が属する事業の名称	老人保健福祉計画・介護保険事業計画策定事業費			
施策自体の根拠法令等	老人福祉法第20条の8 介護保険法第117条			
市民参画の根拠	市民参画の対象施策1（市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更）			
市民参画の方法	○	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	福祉関係者や多様な市民の意見を得て施策に反映するため、パブリック・コメントの方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	市民参画の実施に合わせ、市ホームページで公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	世間一般の関心度が高ければ、より多くの意見が集まると考えられますが、パブリック・コメント制度自体が、市民に広く知られていないことが、この制度の課題だと考えている。今回、4人の方から、計25件の貴重な意見が寄せられ、一部のご意見は、計画に反映させることができた。 なお、実施告知、結果公表等については、適切なタイミング・方法で周知できたものと考えている。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	「本市を7つの生活圏域に区分けしているが、各圏域ごとの高齢者数に加え、高齢化率についても追加で記載すべきとの意見について、原案を修正し、計画へ反映した。			
令和4年度までの市民参画の実施状況	令和2年度に日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を実施したほか、計画案のパブリック・コメントを実施した。 なお、各年度末に高齢者保健福祉推進会議を開催し、委員に対し、各事業（施策）の進捗状況について説明している。			

◎パブリック・コメントの詳細

施策の案の名称	第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画
実施について	
意見提出期間	令和6年1月19日～令和6年2月19日
意見提出手段	面持参、郵便、ファクシミリ、電子メール
実施の適否	適
実施時の公表	
公表事項	施策の案の名称、施策の案及びその案に関する資料、意見を提出できるもの、意見の提出先、提出機関及び提出手段、意見を提出する場合の記載事項、提出された意見の検討結果の公表の仕方、施策の案等の閲覧方法及び閲覧場所
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け
公表の適否	適
実施後の公表	
公表事項	意見の概要、市の機関の考え方、施策案の修正内容
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け
公表の適否	適
意見の提出状況	意見提出者数 4名 意見の提出数 25件
意見の検討結果	-

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市高齢者保健福祉推進会議		
設置目的	介護保険制度の円滑な運営とともに、介護保険事業計画及び老人保健福祉計画の策定並びにこれらの計画の推進について、広く市民の意見を反映させるため、高齢者保健福祉推進会議を設置する。		
審議会等を設置する根拠	周南市高齢者保健福祉推進会議設置要綱第1条		
会議開催回数	4回		
会議の議題	<p>[第1回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「次期計画策定方針等」について <p>[第2回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」の体系・骨子の検討について <p>[第3回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」の素案について <p>[第4回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険財政の見込み、第1号被保険者の保険料について 		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	15名		
委員の構成	学識経験者 1名 福祉関係団体等 10名 行政機関 1名 公募委員 3名		
公募委員の割合の適否	適		
備考			

15 地域包括支援センターの中立・公正な運営

こども・福祉部 地域福祉課

施策の概要	地域包括支援センターの中立・公正な運営を確保する。		
施策の開始年度	平成17年度		
施策が属する事業の名称	地域包括支援センター運営事業費		
施策自体の根拠法令等	周南市地域包括支援センター運営協議会設置要綱		
市民参画の根拠	市民参画の対象施策4（広く市民に適用され、市民生活や事業活動に直接、重大な影響を与える制度の導入又は改廃）		
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○ 審議会等
	-	市民説明会	- ワークショップ
	-	その他	
市民参画の方法を選択した理由	専門家、学識経験者、市民など様々な見地から合意形成を図るため審議会等の方法を選択した。		
施策に関する情報の公表	市民参画の実施に合わせて公表した。		
市民参画を実施した評価や課題を入力	会議を3回開催した。事前に資料を配付することで、当日の協議内容がスムーズに進み、意見や提言の発言しやすい会議となっている。		
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	令和6年度地域包括支援センター運営方針について決定することができた。また、令和5年度地域包括支援センター事業評価の結果について検討することができた。		
令和4年度までの市民参画の実施状況	毎年度、委員会を開催し、地域包括支援センターの活動等の報告や評価を受け、機能強化に向けた検討を行っている。		

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市地域包括支援センター運営協議会		
設置目的	地域包括支援センターの中立・公正な運営を確保すること。		
審議会等を設置する根拠	周南市地域包括支援センター運営協議会設置要綱 第1条		
会議開催回数	3回		
会議の議題	<p>[第1回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定介護予防支援業務の受託申請について ・令和4年度地域包括支援センター事業報告及び決算報告について ・令和5年度地域包括支援センター事業計画及び収支予算についての審議 <p>[第2回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周南市地域ケア会議「地域課題の共有」 <p>[第3回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度地域包括支援センター運営方針（案）について ・令和5年度地域包括支援センターの事業評価についての審議 		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	14名		
委員の構成	学識経験者 2名 保健・医療・福祉等の関係者 8名 関係行政機関の職員 1名 公募委員 3名		
公募委員の割合の適否	適		
備考	-		

16 図書館の管理及び運営

教育部 中央図書館

施策の概要	市民の教育と文化の発展に寄与することを目的に図書館の管理及び運営を行う。		
施策の開始年度	不明		
施策が属する事業の名称	図書館管理運営事業		
施策自体の根拠法令等	図書館法 第14条、第15条 図書館法施行規則 第12条 周南市立図書館条例 第8条 周南市立図書館協議会運営規則		
市民参画の根拠	市民参画の対象施策1（市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更）		
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○ 審議会等
	-	市民説明会	- ワークショップ
	-	その他	
市民参画の方法を選択した理由	-		
施策に関する情報の公表	市民参画の実施に合わせて公表した。		
市民参画を実施した評価や課題を入力	-		
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	-		
令和4年度までの市民参画の実施状況	毎年度、計画どおり協議会を開催し、館運営に対する意見を受けている。		

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市立図書館協議会		
設置目的	図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる		
審議会等を設置する根拠	図書館法 第14条、第15条 図書館法施行規則 第12条 周南市立図書館条例 第8条 周南市立図書館協議会運営規則		
会議開催回数	2回		
会議の議題	<p>[第1回会議]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和4年度各図書館事業報告 2. 令和5年度周南市立図書館基本方針及び各館行事計画 3. 第三次周南市子供読書活動推進計画進捗状況報告（令和4年度） 4. 第四次周南市子供読書活動推進計画について 5. 市立図書館の運営について 6. 意見交換 7. その他 <p>[第2回会議]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 周南市立図書館の開館時間等の見直しについて 2. その他 		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法、傍聴の受付時間		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	12名		
委員の構成	学識経験者又は学識を有する者 1名 関係団体の代表者 8名 公募による市民 3名		
公募委員の割合の適否	適		
備考	-		

周南市市民参画条例第6条第3項に基づく施策（市民参画の実施が任意の施策）

頁	施策名称	市民参画の方法
51	1. 市民参画の推進 担当課：市民の声を聞く課	審議会等
53	2. 人権教育の推進 担当課：人権教育課	審議会等
55	3. 地産地消の促進 担当課：農林課	審議会等
57	4. 周南市地方卸売市場の運営 担当課：農林課（地方卸売市場）	審議会等
59	5. 人権施策の推進 担当課：人権推進課	審議会等
61	6. 隣保館の運営 担当課：人権推進課	審議会等
63	7. 男女共同参画の推進 担当課：人権推進課	審議会等 その他（アンケート）
65	8. 第4次周南市行財政改革大綱 行財政改革プランの進行管理 担当課：財政課	審議会等
70	9. スマートシティの推進 担当課：スマートシティ推進課	審議会等 その他（アンケート、シンポジウム、アイデア発掘会議、ヒアリング）
71	10. ごみのないきれいなまちづくりの推進 担当課：環境政策課	その他（ポスターの募集）
74	11. 環境基本計画の推進 担当課：環境政策課	審議会等 その他（アンケート）
76	12. 野犬等対策の推進 担当課：環境政策課	その他（地域説明会、検討会、ポスターの募集）
78	13. 環境の保全等に関する施策の推進 担当課：環境政策課	審議会等
80	14. 観光キャッチコピー及び観光ロゴデザインの改定 担当課：観光交流課	その他（キャッチコピーの募集、観光ロゴデザインの募集）
82	15. 鹿野観光交流拠点施設整備基本計画の策定 担当課：観光交流課	市民説明会
83	16. 国際交流サロン・フェスタの開催 担当課：観光交流課	その他（運営委員会）
85	17. ゴミ対策の推進 担当課：リサイクル推進課	審議会等

頁	施策名称	市民参画の方法
87	18. 住居表示の実施 担当課：市民課	審議会等
89	19. 地域密着型サービス事業の運営の適正化 担当課：指導監査室	審議会等
91	20. 徳山駅前商店街「一番街」の未来を考えるワークショップ 担当課：中心市街地活性化推進課	ワークショップ
93	21. 市議会議員及び市長の政治倫理に関する審査・調査 担当課：法務コンプライアンス課	審議会等
95	22. 市民等と連携したシティプロモーションの推進 担当課：シティプロモーション課	その他（市民ライター制度）
97	23. 周南市地方卸売市場水産物市場の運営 担当課：水産課（水産物市場）	審議会等
99	24. コミュニティ・スクールの推進 担当課：学校教育課	審議会等
101	25. コミュニティ・スクールを核とした地域ネットワークの強化、地域とともにある学校づくりの推進 担当課：学校教育課	審議会等
103	26. 学校部活動の円滑な地域移行の推進 担当課：学校教育課	審議会等
105	27. 社会教育の奨励 担当課：生涯学習課	審議会等
107	28. 大田原自然の家の管理運営 担当課：生涯学習課	審議会等
109	29. 青少年育成センターの運営 担当課：生涯学習課	審議会等
111	30. 二十歳の記念式典の企画及び運営 担当課：生涯学習課	その他（実行委員会）
113	31. 換地計画の策定 担当課：市街地整備課	審議会等
114	32. 採用試験に関するポスターの制作 担当課：消防総務課	その他（ポスターの募集）
116	33. 空き家対策に関する施策 担当課：住宅課	審議会等

頁	施策名称	市民参画の方法
118	34. 木質バイオマス材利活用の推進 担当課：商工振興課	審議会等
121	35. 水素エネルギー利活用の推進 担当課：商工振興課	パブリック・コメント 審議会等
123	36. 周南市立学校給食センターの運営 担当課：学校給食課	審議会等
125	37. 地域づくりの推進 担当課：地域づくり推進課	審議会等
127	38. 地域創発事業の補助対象事業の審査並びに採択事業 実施後の評価及び助言 担当課：地域づくり推進課	審議会等
全 38施策		パブリック・コメント 1件 市民説明会 1件 ワークショップ 1件 審議会等 29件 その他 16件

1 市民参画の推進

シティネットワーク推進部 市民の声を聞く課

施策の概要	市の機関が行う施策に市民の意見等を反映させるため、その企画立案から実施、評価に至るまで、市民が主体的に参画する市民参画を推進する。			
施策の開始年度	平成19年度			
施策が属する事業の名称	市民参画推進事業費			
施策自体の根拠法令等	周南市市民参画条例第1条			
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 市民参画の適正な運用及び市民参画を推進する上で必要な事項を審議するため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	市民参画の推進について、学識経験者をはじめ、地域で活動を行う者など幅広い世代の委員により様々な観点から市民参画に対する評価や意見を聴取するため審議会等の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	市ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。 実施状況と評価について、市ホームページと情報公開窓口で公表した。 市広報紙で市民参画について周知した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	評価対象を絞り込むことで、質の高い評価につなげることができた。また、ヒアリングを実施したり、グループワークにより議論することで、より議論を深めることができた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	附属機関等の運営に当たっては公募委員の積極的な選考をすることが必要との意見を得て、庁内で周知を図った。			
令和4年度までの市民参画の実施状況	毎年度、必要に応じて周南市市民参画推進審議会の会議を開催している。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市市民参画推進審議会		
設置目的	市民参画の適正な運用や市民参画を推進する上で必要なことを審議すること。		
審議会等を設置する根拠	周南市市民参画条例第15条第1項		
会議開催回数	3回		
会議の議題	<p>[第1回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諮問事項について、市民参画の推進状況について、評価の実施についての審議 <p>[第2回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリングの結果について、グループワークによる意見交換 <p>[第3回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諮問に対する答申についての審議 		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	15名		
委員の構成	学識経験者 3名 地域団体及び市民活動団体等推薦 9名 公募委員 3名		
公募委員の割合の適否	適		
備考	-		

2 人権教育の推進

教育部 人権教育課

施策の概要	「市民一人ひとりの人権が尊重されるまち」の実現に向けて、学校、地域社会、企業・職場における人権教育を推進する。		
施策の開始年度	平成15年度		
施策が属する事業の名称	地域人権教育推進事業費		
施策自体の根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法に定める自由権、平等権、生存権、教育を受ける権利、勤労権 ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 ・周南市人権行政基本方針 		
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 人権教育を総合的かつ効果的に推進するため。		
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○ 審議会等
	-	市民説明会	- ワークショップ
	-	その他	
市民参画の方法を選択した理由	様々な見地から人権教育に関し協議いただくため審議会等の方法を選択した。		
施策に関する情報の公表	市ホームページで常時公表した。		
市民参画を実施した評価や課題を入力	各種方面の活動状況や考えを共有し、様々な人権課題への取り組みに活かすことができた。		
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	-		
令和4年度までの市民参画の実施状況	周南市人権教育推進協議会を毎年度2回実施し、関係機関等の活動状況や意見交換を行った。		

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市人権教育推進協議会		
設置目的	人権教育を総合的かつ効果的に推進する上で必要な事項を協議すること。		
審議会等を設置する根拠	周南市人権教育推進協議会設置要綱		
会議開催回数	2回		
会議の議題	[第1回会議] ・各団体の取組等についての審議 [第2回会議] ・各団体の取組等についての審議		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	21名		
委員の構成	団体推薦 17名 公募委員 4名		
公募委員の割合の適否	否		
備考	※公募委員が20%未満となった理由 公募枠数に応募者数が満たなかったため。		

3 地産地消の促進

産業振興部 農林課

施策の概要	地産地消の推進を積極的に展開し、健全な食生活の普及と地域の活性化を目指して、安心・安全な農林水産物の供給と地域内流通の仕組みづくり及び生産者と消費者の相互理解を促進する。		
施策の開始年度	平成26年度		
施策が属する事業の名称	地産地消促進事業		
施策自体の根拠法令等	第3次周南市地産地消促進計画		
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 地産地消促進事業について広く市民の意見を反映させるため。		
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○ 審議会等
	-	市民説明会	- ワークショップ
	-	その他	
市民参画の方法を選択した理由	直接的に市民の意見を聴取するため審議会等の方法を選択した。		
施策に関する情報の公表	市ホームページ等で常時公表し、随時最新情報に更新した。		
市民参画を実施した評価や課題を入力	地産地消に関わる委員から現場の実態に即した意見を得ることができ、事業等の進め方の参考となった。特定の委員だけでなく、広く多くの委員に発言してもらえよう協議会の進行も工夫していきたい。		
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	協議会の意見を踏まえて、「しゅうなんブランド」の制度見直しの検討ポイントや方向性を定めた。		
令和4年度までの市民参画の実施状況	毎年度、協議会を開催し意見を聴取している。		

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市地産地消推進協議会		
設置目的	地域特性を活かした農林水産物の生産振興を図るとともに、生産者、流通業者及び消費者の連携を深め、地産地消推進運動を積極的に展開し、地域の食料自給力を高めるとともに、健全な食生活の普及及び地域の活性化。		
審議会等を設置する根拠	周南市地産地消推進協議会設置要綱		
会議開催回数	5回		
会議の議題	<p>[第1回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総会（予算決算・事業計画についての審議） <p>[第2回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合同専門部会：しゅうなんブランドの見直しについての検討 <p>[第3回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合同専門部会：しゅうなんブランドの見直しについての検討 <p>[第4回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合同専門部会：しゅうなんブランドの見直しについての検討 <p>[第5回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度の事業計画（案）についての審議、しゅうなんブランドの今後の方向性についてのまとめ 		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法、その他（公開・非公開・部分公開の別）		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	26名		
委員の構成	学識経験者2名、生産者及び生産者団体の関係者4名、消費者団体の関係者2名、その他市長が必要と認める者（販売・流通関係者、商工・観光・地域づくり関係者、行政関係者）14名、公募委員4名		
公募委員の割合の適否	否		
備考	※公募委員が20%未満となった理由 公募の結果、応募者が4名であったため。		

4 周南市地方卸売市場の運営

産業振興部 農林課（地方卸売市場）

施策の概要	地方卸売市場において、生鮮食料品及びこれらの加工品並びにその他の生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、市民の生活の安定に資するという目的を達成するため、市場の適正かつ健全な運営を確保する。			
施策の開始年度	不明			
施策が属する事業の名称	地方卸売市場事業			
施策自体の根拠法令等	卸売市場法、周南市地方卸売市場条例			
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 卸売市場に関係する者、市民など様々な見地から、幅広い意見を聴取するため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	専門家、学識経験者、市民など様々な見地から合意形成を図るため、審議会の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	市民参画の実施に合わせて公表した。市ホームページでも、地方卸売市場の概要の概要を掲載している。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	様々な見地から合意形成を図ることができた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	施設運営・整備についての意見・提言については、具体的な計画見直し時に反映していくこととした。 市民への市場開放事業について有益な意見交換ができた。			
令和4年度までの市民参画の実施状況	直近では地方卸売市場の運営・整備方針等についての諮問事項や重要案件等が無かったこと、及び新型コロナウイルス感染症拡大防止の面から運営審議会の開催を見送り、代替え措置として事業年度毎の報告書(年報)を委員に送付した。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市地方卸売市場運営審議会		
設置目的	周南市地方卸売市場の運営に関し、市長の諮問に応じ調査、審議すること		
審議会等を設置する根拠	周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例 第1条 周南市地方卸売市場運営審議会規則		
会議開催回数	1回		
会議の議題	地方卸売市場の現況報告		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法、会議の公開・非公開・部分公開の別		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	15名		
委員の構成	学識経験者又は学識を有する者 3名 卸売業者 4名 仲卸業者 2名 売買参加者 3名 生産者 1名 関連事業者 1名 公募による市民 1名		
公募委員の割合の適否	否		
備考	※公募委員が20%未満となった理由 公募枠数に応募者数が満たなかったため。		

5 人権施策の推進

環境生活部 人権推進課

施策の概要	周南市まちづくり総合計画、山口県人権推進指針、周南市人権行政基本方針に基づき、「市民一人ひとりの人権が尊重されるまち」の実現をめざし、総合的な人権施策の推進を図る。			
施策の開始年度	不明			
施策が属する事業の名称	人権推進事業費			
施策自体の根拠法令等	なし			
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 人権施策の推進に関して、学識経験者、市民等と審議して今後の施策の反映させるため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	専門家、学識経験者、各種団体等の専門家、市民など、様々な見地から合意形成を図るため審議会等の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	市ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	公募委員割合が20%以上となり前回公募割合を上回った。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	人権施策の推進に関して、委員より様々な人権課題についての意見を得て、今後の人権啓発活動の計画に反映した。			
令和4年度までの市民参画の実施状況	毎年度、必要に応じて周南市人権施策推進審議会の会議を開催しているが、令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染拡大のため書面開催とした。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市人権施策推進審議会		
設置目的	人権施策に関し、市長の諮問に応じ調査、審議するため。		
審議会等を設置する根拠	周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例第1条		
会議開催回数	1回		
会議の議題	[第1回会議] ・「令和4年度実績報告」等を踏まえた、今後の人権施策について		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	17名		
委員の構成	学識経験者 2名 各種団体等の構成員 11名 公募委員 4名		
公募委員の割合の適否	適		
備考	-		

6 隣保館の運営

環境生活部 人権推進課

施策の概要	地域住民の福祉の向上、人権啓発の住民交流の拠点として、各種相談事業や人権課題解決のための各種事業を総合的に行う。			
施策の開始年度	不明			
施策が属する事業の名称	隣保館運営事業費			
施策自体の根拠法令等	社会福祉法第2条第3項第11号			
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 隣保館の運営に関して、市民等と審議して今後の運営に反映させるため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	地域ニーズを反映した隣保館運営のため、運営方法や事業内容について協議するため。			
施策に関する情報の公表	市ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	令和4年度事業実績及び令和5年度取組状況について、委員から多数の意見を得ることができた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	各隣保館の特徴的な取り組みについて、委員、隣保館長で意見交換し、今後の各館の運営に反映することとした。			
令和4年度までの市民参画の実施状況	毎年度、必要に応じて隣保館運営に関して会議を開催しているが、新型コロナウイルス感染拡大のため令和2年度は書面開催、令和3年度は開催していない。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市隣保館運営委員会		
設置目的	地域ニーズを反映した隣保館運営のため、運営方法や事業内容について協議するため。		
審議会等を設置する根拠	周南市隣保館条例施行規則第3条		
会議開催回数	1回		
会議の議題	[第1回会議] ・「令和5年度実績報告」等を踏まえた、今後の隣保館運営について		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	無	委員を公募した際の割合	-
全委員数	10名		
委員の構成	学識経験者又は学識を有する者 2名 地域活動の代表者 4名 利用団体の代表者 4名		
公募委員の割合の適否	否		
備考	※公募を行わない理由 運営に密接に関わる団体の代表者と地域の代表者を選定しているため。		

7 男女共同参画の推進

環境生活部 人権推進課

施策の概要	第2次周南市男女共同参画基本計画すまいるプラン周南～後期～に基づき、男女共同参画の普及・啓発を推進する。		
施策の開始年度	平成16年度		
施策が属する事業の名称	男女共同参画推進事業費		
施策自体の根拠法令等			
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 男女共同参画の推進に関して、学識経験者、市民等と審議して今後の施策に反映させるため。		
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○ 審議会等
	-	市民説明会	- ワークショップ
	○	その他	アンケート
市民参画の方法を選択した理由	専門家、学識経験者、市民など様々な見地から合意形成を図るため審議会等の方法を選択した。		
施策に関する情報の公表	市ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。		
市民参画を実施した評価や課題を入力	公募委員割合が20%以上となり前回公募割合を上回った。		
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	男女共同参画の推進に関して、今後改善すべき点、さらに工夫が必要となる点等、審議会の意見と認識を共有し、今後の啓発活動に反映することができた。		
令和4年度までの市民参画の実施状況	毎年度、必要に応じて周南市男女共同参画審議会の会議を開催しているが、令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染拡大のため書面開催とした。		

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市男女共同参画審議会		
設置目的	男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議すること。		
審議会等を設置する根拠	周南市男女共同参画推進条例第19条第1項		
会議開催回数	1回		
会議の議題	[第1会議] ・令和4年度男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況（報告書）を踏まえた今後の男女共同参画の施策についての審議		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	19名		
委員の構成	学識経験者 4名 事業者及び公共的団体推薦 11名 公募委員 4名		
公募委員の割合の適否	適		
備考	-		

◎その他（アンケート）

テーマ	男女共同参画に関する市民アンケート
目的	第3次周南市男女共同参画基本計画（すまいるプラン周南～前期～）の策定にあたり、市民の男女共同参画に対する意識等を把握し、基礎資料を作成すること。
募集期間	令和5年9月1日から令和5年9月22日まで
回答方法	郵便
対象者	基準日（令和5年8月1日）現在で満18歳以上の住民基本台帳登録者1,500人（年齢、性別等を考慮のうえ、無作為抽出）
回答数	637件

8 第4次周南市行財政改革大綱 行財政改革プランの進行管理

財政部 財政課

施策の概要	行財政改革大綱に基づく行財政改革を積極的に進めるため、「行財政改革プラン」に掲げる57項目の進行管理を実施する。			
施策の開始年度	不明			
施策が属する事業の名称	行政改革関係費			
施策自体の根拠法令等	第4次行財政改革大綱・行財政改革プラン			
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 市の行財政改革に対して多様な意見を聴取するため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	学識経験者、各種団体等の構成員、市民など様々な見地から幅広く意見を聴取し、合意形成を図るため審議会等の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	市ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	行財政改革は行政の様々なことを内包するテーマなので、議論が散漫になったり、具体的な内容になりすぎたりすることがある。こうした結果、まちづくりの話となり、やや行財政改革から外れた議論になることもあった。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	令和7年度から実施予定の次期計画について意見を求め、次期計画策定の参考としている。			
令和4年度までの市民参画の実施状況	5年に1度の行財政改革大綱策定の際に、適宜周南市行政改革審議会を開催し、必要な助言等を受けた。また、併せて毎年度、周南市行政改革審議会にて行財政改革大綱の進捗状況等についての審議・助言等を受けている。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市行政改革審議会		
設置目的	周南市行政改革大綱に関し、市長の諮問に応じ審議、審査又は調査すること。		
審議会等を設置する根拠	周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例		
会議開催回数	1回		
会議の議題	[第1回会議] ・第4次行財政改革大綱行財政改革プランの実施状況について、令和7年度からの次期行財政改革大綱の策定についての審議		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	12名		
委員の構成	学識経験者 2名 企業関係者 1名 団体等構成員 4名 有識者（行政経験者） 2名 公募委員 3名		
公募委員の割合の適否	適		
備考	-		

9 スマートシティの推進

企画部 スマートシティ推進課

施策の概要	科学技術等の急速な進展に対応し、社会的課題の解決と経済的発展の両立を実現するため、先端技術、ビッグデータ等を活用した取組の具体化を進めると共に、スマートシティに対する市民一人ひとりの理解の深化や意識の醸成を図るなどスマートシティを総合的に推進する。			
施策の開始年度	令和2年度			
施策が属する事業の名称	スマートシティ推進事業費			
施策自体の根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2次周南市まちづくり総合計画後期基本計画 ・ 周南市まちづくり総合計画実施計画 ・ 周南市スマートシティ構想 			
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 企業や教育研究機関、住民等と連携しながら、地域課題の解決や新たな価値の創造につながる先端技術、ビッグデータ等を活用した取組を進めるため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	○	その他	アンケート、アイデア発掘会議、ヒアリング、シンポジウム	
市民参画の方法を選択した理由	<p>[審議会等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有識者や関係団体に属する者、市民等多様な立場からの意見を聴取するため、審議会等の方法を選択した。 <p>[アンケート]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワークショップ等のプログラムに参加されない方の意見も収集するため、アンケートの方法を選択した。 <p>[アイデア発掘会議・ヒアリング]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ モデル地区住民や学生等から抽出した課題をもとに事業を行うための方法として、モデル地区でのアイデア発掘会議と市内での滞在型調査（ヒアリング）を選択した。 <p>[シンポジウム]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 先端技術、ビッグデータ等を活用した取組に対する市民一人ひとりの理解の深化や意識の醸成を図るため、シンポジウムの方法を選択した。 			
施策に関する情報の公表	市ホームページ、情報公開窓口、チラシを作成し地区住民や関係者へ配布、市広報紙、SNS、記者へ情報提供、テレビのデータ放送 等、市民参画の実施に合わせ、適宜活用した。			

市民参画を実施した評価や課題を入力	<p>シンポジウムのアンケートでは回答者の約9割がスマートシティに対する理解が深まった・やや深まったと回答しており、意識の醸成に寄与した。</p> <p>モデル地区での取組については、特定のテーマに沿って深い議論がなされ、具体的な課題解決アイデアを得ることができた。</p>
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	<p>令和3年度から住民起点の課題解決を掲げ、ワークショップ等を通して、施策を進める上での3つのテーマを設定し、テーマに沿った解決アイデアを具体化、実証等につなげている。</p>
令和4年度までの市民参画の実施状況	<p>[令和2年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周南市スマートシティ構想の策定に向け、スマートシティに関するアイデアの募集をしたほか、構想案に対してパブリック・コメントを実施した。 <p>[令和3年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モデル地区において、課題抽出・解決策検討のためのワークショップを2回開催、解決策具体化のためのアンケート調査を1回実施、協議会を3回実施した。 <p>[令和4年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モデル地区において、令和3年度までに抽出した課題・ニーズの検証や気運の醸成のための協働プログラムを全3回開催した。協議会を3回実施した。

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市スマートシティ推進協議会		
設置目的	科学技術等の急速な進展に対応し、社会的課題の解決と経済的発展の両立を実現するため、I o T、A I、ロボット等の先端技術、ビッグデータ等を積極的に活用したスマートシティを総合的に推進すること。		
審議会等を設置する根拠	周南市スマートシティ推進協議会設置要綱 第1条		
会議開催回数	3回		
会議の議題	<p>[第1回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周南市の今年度の取組、統合型GIS導入に係る分科会設置について、今年度事業の活動方針及びスケジュール等について、周南緑地PFI事業についての審議 <p>[第2回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合型GIS導入に係る分科会の設置について、今年度事業（モデル地区）の進捗について、今年度事業（モデル地区以外）の進捗についての審議 <p>[第3回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度の市の取組について、今年度のモデル地区での取組について、次年度の取組の方向性についての審議 		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	無	委員を公募した際の割合	-
全委員数	8名		
委員の構成	学識経験者 3名 関係団体代表者 3名 地域団体代表者 2名		
公募委員の割合の適否	否		
備考	※委員の公募を行わない理由 関係するコミュニティの代表者を委員に選任しているため。		

◎その他（アンケート）

テーマ	河川監視等の情報に関するアンケート
目的	河川港湾課が実施する河川監視実証事業と連携して実施したもので、河川監視に関する情報その他防災情報に関する住民ニーズ等を調査し分析することで、当該事業の効果を高めること。
募集期間	令和5年10月5日から令和5年10月31日まで
回答方法	郵便、WEB フォーム
対象者	モデル地区（周陽・遠石地区）に居住する18歳以上の方のうち、無作為に抽出した2,000人
回答数	779件

◎その他（シンポジウム）

名称	周南市スマートシティ推進シンポジウム
目的	先端技術、ビッグデータ等を活用した取組に対する市民一人ひとりの理解の深化や意識の醸成を図ること。
対象者	周南市民、周南市内に通勤・通学している方、スマートシティに興味のある方
参画方法	シンポジウムへの参加
公表の方法	市広報紙への掲載、市ホームページへの掲載、SNS への掲載、報道機関の活用（マスコミ投込等）、その他の方法（チラシの配布、ポスターの掲示、テレビのデータ放送）
実績	会場参加者64名、オンライン視聴者22名 ※オンライン視聴者は特定不可能なため、申込者全員が視聴したものであるとしている。

◎その他（アイデア発掘会議・ヒアリング）

名称	暮らしを便利に、情報でつなぐアイデア発掘！
目的	これまでの取組の中で多くの参加者から挙げた情報の受発信に関する課題について、具体的な解決策のイメージを共有しながら、より詳細にニーズを把握すること。
対象者	[アイデア発掘会議] <ul style="list-style-type: none"> モデル地区にお住まいの方、お勤めの方、周南緑地を利用する方などモデル地区に興味のある方で高校生以上の方 [滞在型調査（ヒアリング）] <ul style="list-style-type: none"> 調査実施施設（市内の商業施設、市内の公共施設、その他公園等）の利用者等
参画方法	<ul style="list-style-type: none"> アイデア発掘会議への参加 滞在型調査を実施している施設に設置したブースでのヒアリングへの参加
公表の方法	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページへの掲載 その他の方法 アイデア発掘会議：チラシの配布 滞在型調査：現地でのポスター掲示
実績	[アイデア発掘会議（参加者数）] <ul style="list-style-type: none"> 第1回：周陽地区13名、遠石地区14名 第2回：周陽地区13名、遠石地区11名 第3回：二地区合同24名 [滞在型調査（調査数）] <ul style="list-style-type: none"> 全11箇所：192名

10 ごみのないきれいなまちづくりの推進

環境生活部 環境政策課

施策の概要	環境美化活動に取り組んでいる団体への支援や、ポイ捨て防止のための啓発			
施策の開始年度	不明			
施策が属する事業の名称	ごみのないきれいなまちづくり推進事業費			
施策自体の根拠法令等	周南市空き缶等のポイ捨てその他の迷惑行為禁止条例等			
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 環境美化の意識啓発を図るため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	-	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	○	その他	ポスターの募集	
市民参画の方法を選択した理由	広く環境美化の意識啓発を図るため、ポイ捨て禁止啓発ポスターの募集の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	市ホームページで常時広報し、随時最新情報に更新した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	90名のポスター応募があり、環境美化の意識啓発を図るという目的は達成できたと考える。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	最優秀賞作品を市の公共施設や小中学校に掲示し、環境美化を啓発した。			
令和4年度までの市民参画の実施状況	令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策の影響で学校の教育スケジュールが変則的になったことに配慮し、募集を中止した。 令和3年度よりポスター募集を再開し、毎年度、継続実施している。			

◎その他（ポスター募集）

名称	ポイ捨て禁止啓発ポスターの募集
目的	環境美化の意識啓発を図るため
対象者	市内中学校生徒
参画方法	ポスターの募集
公表の方法	市ホームページへの掲載、報道機関の活用（マスコミ投込等）
実績	90件の応募があり、最優秀賞作品を市の公共施設や小中学校に掲示した。

1.1 環境基本計画の推進

環境生活部 環境政策課

施策の概要	環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画を策定する。		
施策の開始年度	平成18年度		
施策が属する事業の名称	環境基本計画推進事業		
施策自体の根拠法令等	周南市環境基本条例第9条1項		
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 市民や事業者など様々な見地から多様な意見を得て施策に反映するため。		
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○ 審議会等
	-	市民説明会	- ワークショップ
	○	その他	アンケート
市民参画の方法を選択した理由	環境基本計画の運用状況に関する事項を調査審議するため周南市環境基本条例第26条2項に基づき、周南市環境基本推進委員会を開催した。 また、次期計画である第3次周南市環境基本計画の策定にあたり、市民意識を把握し施策に反映するため市民アンケートの方法を選択した。		
施策に関する情報の公表	市民参画の実施に合わせて公表した。		
市民参画を実施した評価や課題を入力	環境基本計画の進捗管理手法や第3次周南市環境基本計画の策定について貴重なご意見をいただいた。		
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	市民が感じている環境の施策に関する重要度や満足度、次期計画の環境像への意見を得て次期計画の素案に反映した。		
令和4年度までの市民参画の実施状況	毎年度、環境基本計画の推進に関し審議会等で調査審議している。		

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市環境基本計画推進委員会		
設置目的	環境基本計画の推進に係る総合的な調整及び進行管理を行うため、環境基本計画の運用状況に関する事項や環境基本計画の見直しに関する事項について審議する。		
審議会等を設置する根拠	周南市環境基本条例第26条1項		
会議開催回数	2回		
会議の議題	<p>[第1回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周南市環境基本計画の令和4年度実績及び第3次周南市環境基本計画の策定について <p>[第2回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3次周南市環境基本計画の策定について 		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	20名		
委員の構成	<p>学識経験者又は学識を有する者 2名</p> <p>地域の市民団体などから推薦 3名</p> <p>周南地区環境保全協議会の推薦や商工会議所等の代表者 5名</p> <p>官公庁 6名</p> <p>公募による市民 4名</p>		
公募委員の割合の適否	適		
備考	-		

◎その他（アンケート）

テーマ	第3次周南市環境基本計画に関するアンケート
目的	本市の環境について、市民の意識を調査し、今後の環境基本計画の案策定の参考とするため。
募集期間	令和5年10月25日から令和5年11月29日まで
回答方法	郵便
対象者	13歳以上の市民（2,650人）
回答数	835件

1 2 野犬等対策の推進

環境生活部 環境政策課

施策の概要	野犬の棲みにくい環境づくりを図るとともに、むやみなエサやりや動物の遺棄・虐待を防止することで、市民生活の安心安全を図る。			
施策の開始年度	不明			
施策が属する事業の名称	野犬等対策事業費			
施策自体の根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・狂犬病予防法 ・周南市空き缶等のポイ捨てその他の迷惑行為禁止条例等 			
市民参画の根拠	<p>条例第6条第3項による</p> <p>野犬の目撃が多い地区住民の意見を聴取するため。</p> <p>動物愛護と適正な飼養について関心と理解を深めてもらうため。</p>			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	-	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	○	その他	検討会、ポスターの募集	
市民参画の方法を選択した理由	<p>野犬の目撃が多い地区住民の意見を聴取するため、意見交換会の方法を選択した。</p> <p>広く動物愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めてもらうため、動物愛護ポスターの募集の方法を選択した。</p>			
施策に関する情報の公表	<p>市ホームページで常時広報し、随時最新情報に更新した。</p> <p>また、市広報紙で適時公表した。</p>			
市民参画を実施した評価や課題を入力	<p>野犬の目撃情報等に関する情報をいただき、捕獲業務の参考とした。</p> <p>21名のポスター応募があり、動物愛護と適正な飼養について関心と理解を深めてもらうという目的は達成できたと考える。</p>			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	<p>地域別の野犬の目撃情報を、パトロールの区域決定に反映した。</p> <p>最優秀賞作品を市の公共施設や小中学校に掲示し、動物愛護を啓発した。</p>			
令和4年度までの市民参画の実施状況	<p>平成27年度以降、遠石・秋月・周陽・桜木・岐山・関門地区の自治会連合会長等を対象に「野犬対策検討会」を開催している。また、令和2年度及び3年度に久米地区において野犬対策の協議会を開催した。</p> <p>令和3年度までは、山口県動物保護管理協会主催の動物愛護に関する絵画コンクールを周知していた。</p> <p>令和4年度から、県動物保護管理協会の絵画コンクールの周知とは別に、市独自で動物愛護ポスター募集を開始した。</p>			

◎その他（地域説明会）

名称	野犬対策についての地域説明会
目的	野犬の目撃情報が多い地区の意見を聴取し、今後の野犬対策に反映すること。
対象者	桜木、遠石、富田、久米地区の自治会長等
参画方法	会議の開催
公表の方法	-
実績	地域別の野犬の目撃情報について意見を聴取し、今後の捕獲・パトロール等の対策に反映した。

◎その他（検討会）

名称	野犬対策検討会（6自治会連合会の協議）
目的	野犬の目撃情報が多い地区の意見を聴取し、今後の野犬対策に反映すること。
対象者	遠石・秋月・周陽・桜木・岐山・関門地区の自治会連合会長
参画方法	会議の開催
公表の方法	-
実績	地域別の野犬の目撃情報について意見を聴取し、パトロールの区域決定に反映した。

◎その他（ポスターの募集）

名称	動物愛護ポスターの募集
目的	動物愛護と適正な飼養について関心と理解を深めてもらうこと。
対象者	市内小学校の4～6年生
参画方法	ポスターの募集
公表の方法	市ホームページへの掲載、報道機関の活用（マスコミ投込等）
実績	21件の応募があり、最優秀賞作品を市の公共施設や小中学校に掲示した。

1 3 環境の保全等に関する施策の推進

環境生活部 環境政策課

施策の概要	環境の保全、創造及び再生について、基本理念を定め、市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な文化的生活の確保に寄与する。			
施策の開始年度	平成15年			
施策が属する事業の名称	公害対策一般事務費			
施策自体の根拠法令等	環境基本法、周南市環境基本条例、周南市環境審議会条例			
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 市の環境の保全に関して審議会を通じて広く意見を聴取するため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	市議会議員、工場又は事業場を代表する者、学識経験を有する者及び住民を代表する者など様々な見地から多様な意見を得て合意形成を図るため審議会を開催した。			
施策に関する情報の公表	審議会による市民参画の実施に合わせて公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	環境影響評価について様々な見地からご意見をいただきました。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	審議会での答申を反映させて環境影響評価法の県への市回答を作成した。			
令和4年度までの市民参画の実施状況	これまでも、適宜、周南市環境審議会を開催し環境保全に関する意見等を伺い事業に反映している。 R1年度：1回 R2年度：2回 R3年度：1回 R4年度：3回 R5年度：1回			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市環境審議会		
設置目的	市の環境の保全に関する事項を調査審議するため。		
審議会等を設置する根拠	環境基本法第44条、周南市環境審議会条例		
会議開催回数	1回		
会議の議題	[第1回会議] ・パシフィコ・エナジー徳山合同会社「(仮称)周南市長穂太陽光発電事業 環境影響評価準備書」について		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%未満
全委員数	35名		
委員の構成	学識経験者 6名 市議会議員 6名、 地域の市民団体などから推薦いただいた 4名、 周南コンビナート企業や商工会議所の代表者 14名 公募委員 5名		
公募委員の割合の適否	否		
備考	※公募の際に委員定数に対する公募委員の枠が20%未満となった理由 周南市環境審議会条例の規定により、委員は、市議会議員、工場又は事業場を代表する者、学識経験者、住民を代表する者の中から35人を上限に、選任することになっており、これらに該当する者を30人選任している。地域の団体などから推薦をうけるなど、既に市民から選任しているため、公募委員を5人としている。		

14 観光キャッチコピー及び観光ロゴデザインの改定

地域振興部 観光交流課

施策の概要	周南市の知名度向上を目的に、周南観光を体現した新たなキャッチコピーを定める。 新たな観光キャッチコピーを表現した新たな観光ロゴデザインを定める。			
施策の開始年度	令和5年度			
施策が属する事業の名称	周南市誕生20周年記念事業費			
施策自体の根拠法令等	-			
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 広くキャッチコピー及びデザインを募集し、決定するため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	-	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	○	その他	キャッチコピーの募集及び投票 観光ロゴデザインの募集及び投票	
市民参画の方法を選択した理由	広く市民等からキャッチコピーを募集し、投票により愛着のあるデザインを選定するため。			
施策に関する情報の公表	市ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	[キャッチコピー] ・公募サイトも活用し、1,767件の応募を得た。 [ロゴデザイン] ・公募サイトも活用し、82件の応募を得た。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	応募された作品の中から採用作品を選定した。			
令和4年度までの市民参画の実施状況	なし			

◎その他（キャッチコピーの募集）

施策の名称	観光キャッチコピーの募集
実施の目的	応募されたキャッチコピーから本市の観光を表現したものを採用し、本市の観光の魅力を広く発信するため。
対象者	指定なし
参画の方法	キャッチコピーの募集
公表方法	市広報紙への掲載、市ホームページへの掲載、掲示場への掲示、SNSへの掲載、報道機関の活用（マスコミ投込等）、その他の方法（公募サイトへの掲載）
実施状況	令和5年4月
実施結果	1,767件の応募があり、審査員による一次審査、投票による二次審査により採用作品を決定した。
備考	-

◎その他（観光ロゴデザインの募集）

施策の名称	観光ロゴデザインの募集
実施の目的	応募されたロゴデザインから本市の観光を表現したものを採用し、本市の観光の魅力を広く発信するため。
対象者	指定なし
参画の方法	ロゴデザインの募集
公表方法	市広報紙への掲載、市ホームページへの掲載、掲示場への掲示、SNSへの掲載、報道機関の活用（マスコミ投込等）、その他の方法（公募サイトへの掲載）
実施状況	令和5年7月
実施結果	82件の応募があり、審査員による一次審査、投票による二次審査により採用作品を決定した。
備考	-

1 5 鹿野観光交流拠点施設整備基本計画の策定

地域振興部 観光交流課

施策の概要	鹿野の魅力ある観光資源を多くの人に発信し、周遊を促す起点となる鹿野観光交流拠点施設の整備に向けて基本計画を策定する。		
施策の開始年度	令和4年度		
施策が属する事業の名称	鹿野観光交流拠点施設整備事業費		
施策自体の根拠法令等	鹿野地域観光振興プラン		
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 広く市民の意見を取り入れたいと考えたため。		
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	- 審議会等
	○	市民説明会	- ワークショップ
	-	その他	
市民参画の方法を選択した理由	令和4年度に開催した、鹿野観光交流拠点施設整備構想にかかる住民説明会での意見や、市において組織した検討会議での検討内容等を踏まえて策定した基本計画案について、市民の声を聞くため市民説明会の方法を選択した。		
施策に関する情報の公表	市ホームページで公表した。 情報公開窓口にチラシを設置した。 鹿野地域の各自治会にチラシを回覧した。		
市民参画を実施した評価や課題を入力	施設整備の基本方針や方向性、機能等について、市の方向性を直接伝えることで一定の理解が得られた。		
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	基本計画案について一定の理解が得られたため、反映はしていない。		
令和4年度までの市民参画の実施状況	令和3年度に鹿野観光交流拠点施設整備事業を進める上での計画「鹿野地域観光振興プラン」を策定し、住民説明会を行った。 令和4年度に施設に必要な機能等について「鹿野観光交流拠点施設機能検討報告書」をまとめ、住民説明会を行った。		

◎市民説明会の詳細

集会の名称	第2回鹿野観光交流拠点施設整備住民説明会
議題（テーマ）	鹿野観光交流拠点施設整備基本計画（案）について
参加対象者	指定なし
令和5年度の開催回数	1回
開催場所	コアプラザかの
開催時の公表	
公表事項	集会の名称、開催日時及び場所、集会の議題（テーマ）、参加できるもの
開催前2週間前までの公表	遅延なし
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け、鹿野地域の自治会へ回覧
公表の適否	適
開催後の公表	
公表事項	集会の名称、開催日時及び場所、集会の議題（テーマ）、集会の内容、参加者数
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け
公表の適否	適
参加人数合計	51名

16 国際交流サロン・フェスタの開催

地域振興部 観光交流課

施策の概要	国際交流サロンを開催する事で、在住外国人と日本人が気軽に交流できる場の提供し、地域における多文化共生を推進する事ができる。			
施策の開始年度	平成25年度			
施策が属する事業の名称	国際交流事業費			
施策自体の根拠法令等	なし			
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 広く市民の意見を聴取するため			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	-	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	○	その他	運営委員会	
市民参画の方法を選択した理由	運営委員を公募し、毎月のミーティングで協議することで、広く市民の意見を聴取し、イベントに反映するため。			
施策に関する情報の公表	市ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。 市広報紙、SNSなどにより情報発信をした。			
市民参画を実施した評価や課題を入力				
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	実際の地域住民の方々のご意見やアイデアをいただき、イベント内容に反映できた。			
令和4年度までの市民参画の実施状況	平成25年度から毎月ミーティングを行い、毎年度ごとにイベントを実施している。			

◎その他（運営委員会）

名称	国際交流サロン運営委員会
目的	国際交流サロン・フェスタの開催にあたり、公募した運営委員から意見を聴取する。
対象者	指定なし
参画方法	ミーティング、イベントへの参加
公表の方法	市広報紙への掲載、市ホームページへの掲載、SNSへの掲載、報道機関の活用（マスコミ投込等）
実績	毎月会議を開催し、国際交流イベントを6月、9月、11月、2月に実施した。

17 ゴミ対策の推進

環境生活部 リサイクル推進課

施策の概要	環境にやさしく快適なまちとするため、ごみの発生・排出削減、再資源化、適正処理を進め、循環型社会を形成していく。			
施策の開始年度	平成15年度			
施策が属する事業の名称	ごみ対策推進事業費			
施策自体の根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成推進基本法 第32条 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条 ・周南市一般廃棄物処理基本計画 			
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 一般廃棄物の処理に関する基本的事項及び減量化、再資源化に関して審議会を通じて広く意見を聴取するため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	学識経験者、廃棄物処理・再生事業者、流通・販売事業者、市民の代表など様々な見地から合意形成を図るため審議会の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	<p>審議会の開催について、市ホームページや情報公開窓口にて、審議会の開催状況や会議録等を広く公表した。</p> <p>市広報紙で、市民にごみの出し方やごみ搬出に係る啓発やお願いを複数月に渡って掲載した。</p> <p>環境館でイベントを開催し、市民にごみの減量化・再資源化の啓発を図った。</p>			
市民参画を実施した評価や課題を入力	審議会では、審議事項について多くの意見をいただき、事業推進の参考とすることができた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	<p>「本庁の小型家電回収ボックスは執務室内にあるため、市民が直接ボックスに投入できない。」との意見をいただき、1階の空きスペースに小型家電回収ボックスを設置し、市民の利便性向上を図った。</p> <p>また、ごみ分別冊子の表紙に『資源物』と表示しているが、以降のページには表示が無く、「古紙・衣類」や「ペットボトル」などの分類が記載されているだけとなっているので表紙と同様の表示の方が分かりやすいとの意見があり、改訂版に意見を反映した。</p>			
令和4年度までの市民参画の実施状況	毎年、年2回程度の審議会を開催し意見を事業に反映している。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市ごみ対策推進審議会		
設置目的	一般廃棄物の処理に関する基本的事項及び減量化、再資源化に関して審議すること。		
審議会等を設置する根拠	周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例 周南市ごみ対策推進審議会規則		
会議開催回数	3回		
会議の議題	<p>[第1回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> 周南市のごみ排出量（令和4年度速報値）について、ごみ分別冊子の改定についての審議 <p>[第2回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> 周南市のごみ排出量（令和4年度速報値）について、ごみ分別冊子の改定について（改訂版素案の提示）の審議 <p>[第3回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> 周南市のごみ排出量（令和4年度確定値）について、ごみ分別冊子の改定について（完成版の報告） 令和6年度周南市一般廃棄物処理実施計画（案）についての審議 		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け、報道機関の活用（マスコミ投込等）		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	18名		
委員の構成	学識経験者2名、廃棄物処理・再生事業者2名、流通・販売事業者名2名、住民代表者の内、団体からの推薦9名、関係行政機関職員1名、公募委員2名		
公募委員の割合の適否	否		
備考	※公募委員が20%未満となった理由 公募枠数に応募者数が満たなかったため。		

18 住居表示の実施

環境生活部 市民課

施策の概要	住居表示未実施地区の住所の表記を〇〇町（丁目）〇〇番〇〇号に改めることで、「わかりやすく、訪ねやすい」まちづくりの推進を図る。		
施策の開始年度	不明		
施策が属する事業の名称	住居表示事業費		
施策自体の根拠法令等	住居表示に関する法律		
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 一部地区の住居表示を実施するため。		
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○ 審議会等
	-	市民説明会	- ワークショップ
	-	その他	
市民参画の方法を選択した理由	専門家、学識経験者、市民など様々な見地から合意形成を図るため審議会の方法を選択した。		
施策に関する情報の公表	市ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。		
市民参画を実施した評価や課題を入力	住居表示を実施することについて、同意が得られた。		
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	住居表示の実施について諮問の内容で実施することを承認された。		
令和4年度までの市民参画の実施状況	住居表示の実施について随時行うもの。令和3年度以前は自治会に対する説明や住居表示実施地区で「住居表示町界町名設定委員会」が実施されている。		

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市住居表示審議会		
設置目的	住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に規定する方法による住居表示の実施について市長の諮問に応じて重要事項を調査、審議すること。		
審議会等を設置する根拠	周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例 第2条		
会議開催回数	1回		
会議の議題	[第1回会議] ・諮問及び答申：字の区域を廃止し、町の区域及び町名を新たに定めることについての審議		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	無	委員を公募した際の割合	-
全委員数	17名		
委員の構成	学識経験者 3名 関係官公庁等職員 4名 住居表示実施予定地区内関係者 6名 市職員 4名		
公募委員の割合の適否	否		
備考	※委員の公募を行わない理由 関係する自治会の代表者を委員に選任しているため。		

19 地域密着型サービス事業の運営の適正化

こども・福祉部 指導監査室

施策の概要	地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、以下の事項について協議する。 (1) 地域密着型サービス事業者の指定に関する事 (2) 地域密着型サービス事業者の指定基準に関する事 (3) 地域密着型サービスの介護報酬に関する事 (4) その他地域密着型サービスの運営について必要な事項に関する事		
施策の開始年度	平成17年度		
施策が属する事業の名称	社会福祉法人等指導監査事業費		
施策自体の根拠法令等	介護保険法第42条の2第5項、第54条の2第5項、第78条の2第7項、第115条の12第5項、第78条の4第6項、第115条の14第6項		
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 周南市が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるため。		
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○ 審議会等
	-	市民説明会	- ワークショップ
	-	その他	
市民参画の方法を選択した理由	介護保険の被保険者その他の関係者からの意見を反映し、学識経験を有する者の知見の活用を図るため、審議会等の方法を選択した。		
施策に関する情報の公表	市ホームページでの常時公表と、市民参画の実施に合わせて公表した。		
市民参画を実施した評価や課題を入力	医療・福祉関係者等から専門性の高い意見が得られた。		
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	地域密着型サービス事業の指定状況、介護従業者の現状（人員確保の問題等）について、高齢者プランへ反映しているかの質問があった。プランの要旨を説明し、理解を求めた。		
令和4年度までの市民参画の実施状況	毎年度3回（6月、10月、2月）の委員会を開催し、地域密着型サービス事業者の指定及び異動について諮問等を行った。		

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市地域密着型サービス運営委員会		
設置目的	住み慣れた地域で、利用者のニーズにきめ細かく対応できる地域密着型サービス等について、適正な運営が確保されるよう、事業者指定、指定基準等に関し協議すること。		
審議会等を設置する根拠	周南市地域密着型サービス運営委員会設置要綱		
会議開催回数	3回		
会議の議題	<p>[第1回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定地域密着型サービス事業者の指定についての審議 <p>[第2回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定地域密着型サービス事業者の指定について 指定地域密着型サービス事業者の異動についての審議 <p>[第3回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定地域密着型サービス事業者の指定について 指定地域密着型サービス事業者の異動について 指定介護予防支援事業者の指定についての審議 		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	14名		
委員の構成	学識経験者 2名 関係行政機関職員 1名 保健・医療・福祉等関係者 8名 公募委員 3名		
公募委員の割合の適否	適		
備考	-		

20 徳山駅前商店街「一番街」の未来を考えるワークショップ

産業振興部 中心市街地活性化推進課

施策の概要	「ミライバしゅうなん」一番街可視化社会実験の実施に向け、まちづくり関係者、商店街関係者が集まる場を設けることで、これまでの取組や将来の一番街の姿について関係者の認識を共有することを目的に、計3回実施する。		
施策の開始年度	令和5年度		
施策が属する事業の名称	中心市街地活性化事業費		
施策自体の根拠法令等	-		
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 関係者が協働する「実働型ワークショップ」として開催することで、社会実験実施後の展開を見据えたまちづくりの機運醸成を図る。		
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	- 審議会等
	-	市民説明会	○ ワークショップ
	-	その他	
市民参画の方法を選択した理由	まちづくり関係者、商店街関係者等が集まる場を設けることで、これまでの取組や将来の一番街の姿について関係者の認識を共有するため。		
施策に関する情報の公表	市ホームページ、SNSにより公表した。		
市民参画を実施した評価や課題を入力	将来の一番街の活用方法や、将来の姿について関係者の認識を共有することができた。		
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	ワークショップ、社会実験の実施結果を踏まえ、地元関係者やまちづくり団体、有識者で組織する検討会議で協議を行い、一番街道路の基本設計を行った。		
令和4年度までの市民参画の実施状況	令和5年度からの事業であるため、令和4年度以前は市民参画を実施していない。		

◎ワークショップの詳細

集会の名称	徳山駅前商店街「一番街」の未来を考えるワークショップ
議題（テーマ）	徳山駅前商店街「一番街」の未来を考える
参加対象者	周南市内に在住、または通勤・通学する18歳以上の人
令和5年度の開催回数	3回
開催場所	周南市徳山駅前賑わい交流施設
開催時の公表	
公表事項	集会の名称、開催日時及び場所、集会の議題（テーマ）、参加できるもの
開催前2週間前までの公表	遅延なし
公表方法	市ホームページへの掲載、SNSへの掲載
公表の適否	適
開催後の公表について	
公表事項	集会の名称、開催日時及び場所、集会の議題（テーマ）、集会の内容
公表方法	市ホームページへの掲載
公表の適否	否
参加人数合計	107名（延べ）
備考	※開催後の公表にあたり2以上の方法により行わなかった理由2以上の方法が必要であることを失念していたため。

2.1 市議会議員及び市長の政治倫理に関する審査・調査

総務部 法務コンプライアンス課

施策の概要	市長の審査等の求めに関し調査及び審査を実施し、その結果を記載した意見書を市長に提出する。		
施策の開始年度	平成17年度		
施策が属する事業の名称	政治倫理審査会費		
施策自体の根拠法令等	周南市政治倫理条例		
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 審査会設置の趣旨から、委員は専門的知識を有する者及び有権者の内から選任する。(条例で規定)		
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○ 審議会等
	-	市民説明会	- ワークショップ
	-	その他	
市民参画の方法を選択した理由	専門家、学識経験者、市民など様々な見地から合意形成を図るため、審議会等の方法を選択した。		
施策に関する情報の公表	市民参画の実施に併せて公表した。		
市民参画を実施した評価や課題を入力	議員及び市長が市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民も市政に対する正しい認識と自覚を持つことにより、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することができた。		
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	審査等を実施したのち、委員全員の意見を反映させた意見書を作成している。		
令和4年度までの市民参画の実施状況	毎年度、議員及び市長の資産等報告書等に関し市長から審査等の求めがあるため、審査等を実施し、その結果を記載した意見書を作成し、市長に提出している。		

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市政治倫理審査会		
設置目的	議員、市長の政治倫理に関する審査、調査を行う。		
審議会等を設置する根拠	周南市政治倫理条例第11条		
会議開催回数	1回		
会議の議題	[第1回会議] 1. 会長、副会長の選任について 2. その他		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	7名		
委員の構成	学識経験者又は学識を有する者 5名 公募による市民 2名		
公募委員の割合の適否	適		
備考	-		

2.2 市民等と連携したシティプロモーションの推進

シティネットワーク推進部 シティプロモーション課

施策の概要	関係人口の拡大、深化につながるための取り組みとして、市の魅力を市内外に発信する市民ライターを任命する。 市民ライターによる記事は、個々で発信するほか、市が管理するシティプロモーションスペシャルサイトやSNS、メールマガジン等で、広く紹介する。			
施策の開始年度	令和3年度			
施策が属する事業の名称	シティプロモーション事業			
施策自体の根拠法令等	-			
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 市民等と連携したシティプロモーションを進めることにより、市政への理解やシビックプライドの醸成などが期待でき、持続可能なまちづくりを進めることができる。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	-	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	○	その他	市民ライター制度	
市民参画の方法を選択した理由	公募で集まった市民ライターを市が認定し、活動してもらうことで、市の魅力を市民目線で発信し、認知度向上やまちへの愛着や誇りを醸成する。 また、各課へも情報発信手段として、市民ライターの活用を呼びかけている。			
施策に関する情報の公表	市民ライターの募集にあたっては、講座やワークショップを併せて開催し、市ホームページや市公式SNSで公表した。 市民ライターが作成した記事については、SNSやシティプロモーションスペシャルサイト内で随時紹介した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	令和3年度の開始当初は、応募が12名で、記事作成もなかなか進まない状況であったが、令和5年度の3期目では、25人となり、記事作成も活性化され、読者の反応も良好である。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	1期生の募集では、市民ライターの条件を市内在住・在勤としていたが、2期生以降は関係者の意見を踏まえ、世代や地域を問わず、周南市に興味のある18歳以上の方とした。			
令和4年度までの市民参画の実施状況	令和3年12月に1期生を募集した。それ以前は実施していない。			

◎その他（市民ライター制度）

施策の名称	周南市市民ライター制度
実施の目的	市民と協働することで周南市の魅力や情報の発信を市民目線で行い、市の認知度向上や市民のまちへの愛着の醸成などの周南市シティプロモーションを推進するため。
対象者	周南市に興味のある18歳以上の方
参画の方法	講座受講、note で記事作成・掲載
実施の適否	-
実施時の公表	
公表事項	取組の名称、取組の目的、参画の対象者、参画の方法
開催前7日前までの公表	-
公表方法	市ホームページへの掲載、SNSへの掲載
公表の適否	適
実施後の公表	
公表事項	-
公表方法	-
公表の適否	-
実施状況	2期生24人（R4.12月～R5.11月） 3期生25人（R5.12月～）
実施結果	市民ライター人数及び公開記事数 ライター人数：25人（令和5年度末時点） 令和5年度に公開した記事数：70件
備考	-

2 3 周南市地方卸売市場水産物市場の運営

産業振興部 水産課（水産物市場）

施策の概要	地方卸売市場水産物市場において、生鮮水産物及びこれらの加工品並びにその他の生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、市民の生活の安定に資するという目的を達成するため、市場の適正かつ健全な運営を確保する。			
施策の開始年度	不明			
施策が属する事業の名称	地方卸売市場事業			
施策自体の根拠法令等	卸売市場法、周南市地方卸売市場条例			
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 卸売市場に関係する者、市民など様々な見地から、幅広い意見を聴取するため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	専門家、学識経験者、市民など様々な見地から合意形成を図るため、審議会の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	市民参画の実施に合わせて公表した。市ホームページでも、地方卸売市場水産物市場の概要の概要を掲載している。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	様々な見地から合意形成を図ることができた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	施設運営・整備についての意見・提言については、具体的な計画見直し時に反映していくこととした。			
令和4年度までの市民参画の実施状況	直近では水産物市場の運営・整備方針等についての諮問事項や重要案件等が無かったこと、及び新型コロナウイルス感染症拡大防止の面から運営審議会の開催を見送り、代替え措置として事業年度毎の報告書(年報)を委員に送付した。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市地方卸売市場水産物市場運営審議会		
設置目的	周南市地方卸売市場水産物市場の運営に関し、市長の諮問に応じ調査、審議すること		
審議会等を設置する根拠	周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例 第1条 周南市地方卸売市場水産物市場運営審議会規則		
会議開催回数	1回		
会議の議題	水産物市場の現況報告		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法、会議の公開・非公開・部分公開の別		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	10名		
委員の構成	学識経験者又は学識を有する者 3名 卸売業者 2名 売買参加者 2名 生産者 2名 公募による市民 1名		
公募委員の割合の適否	否		
備考	※公募委員が20%未満となった理由 公募枠数に応募者数が満たなかったため。		

24 コミュニティ・スクールの推進

教育部 学校教育課

施策の概要	各小・中学校に学校運営協議会を設置し、地域の学習拠点として学校の役割を発揮し、地域教育力の活用と、学校の教育機能を提供しながら、学校の良さの更なる伸長と課題解決に向け、保護者・地域が協働実践する地域づくり・学校づくりを推進する。		
施策の開始年度	平成20年度		
施策が属する事業の名称	コミュニティ・スクール事業費		
施策自体の根拠法令等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 周南市学校運営協議会規則 周南市地域とともにある学校づくり推進協議会設置要綱		
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 地域とともにある学校づくりを推進するため、地域住民等とともに課題解決や様々な取組を検討し、協働して行うため。		
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○ 審議会等
	-	市民説明会	- ワークショップ
	-	その他	
市民参画の方法を選択した理由	地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めるよう規定されている。 多様な意見を間接的かつ直接的に市民の意見を聴取する。		
施策に関する情報の公表	学校の取組などを学校だよりや学校のホームページ等で適宜公表している。		
市民参画を実施した評価や課題を入力	各校において、協議会委員の意見を参考に、特色ある学校づくりの取組に活かすことができた。 各学校・各地域での取組等について情報交換等を行うことによって、新たな気付きや視点等を得ることができ、今後の施策展開の参考となった。		
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	各校において、学校運営や学校行事など各学校・各地域における取組に反映している。		
令和4年度までの市民参画の実施状況	各校において、地域住民や児童生徒の保護者、地域団体の代表者等によって構成し、年5回程度開催している。		

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	学校運営協議会		
設置目的	各小・中学校に学校運営協議会を設置し、地域の学習拠点として学校の役割を発揮し、地域教育力の活用と、学校の教育機能を提供しながら、学校の良さの更なる伸長と課題解決に向け、保護者・地域が協働実践する地域づくり・学校づくりを推進する。		
審議会等を設置する根拠	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5 周南市学校運営協議会規則 第3条		
会議開催回数	-		
会議の議題	40校でそれぞれ取り組んでおり、議題も開催回数も一律ではない。		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	学校によって、公表の有無や公表事項が異なる。		
開催前7日前までの公表	公表していない		
公表方法	-		
公表の適否	-		
開催後の公表			
公表方法	学校によっては学校ホームページや学校だより等を活用		
公表の適否	-		
委員の公募の有無	無	委員を公募した際の割合	-
全委員数	715名		
委員の構成	学識経験者又は学識を有するもの 111名 公募以外の委員 604名		
公募委員の割合の適否	-		
備考	法律に基づき、地域住民等が委員に選任されている。		

25 コミュニティ・スクールを核とした地域のネットワークの強化、地域とともにある学校づくりの推進

教育部 学校教育課

施策の概要	地域ぐるみで子どもの育ちや学びを支援する質の高い教育支援体制を整備し、コミュニティ・スクールに関する施策の充実や各学校の自立した取組の推進に向けた検討・協議を行う。			
施策の開始年度	平成27年度			
施策が属する事業の名称	コミュニティ・スクール事業費			
施策自体の根拠法令等	周南市地域とともにある学校づくり推進協議会設置要綱			
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 地域とともにある学校づくりを推進するため、地域住民等とともに課題解決や様々な取組を検討し、協働して行うため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	間接的かつ直接的に市民の意見を聴取するため。			
施策に関する情報の公表	市ホームページや情報公開窓口に公表			
市民参画を実施した評価や課題を入力	各学校・各地域での取組等について情報交換等を行うことによって、新たな気付きや視点等を得ることができ、今後の施策展開の参考となった。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	審議会における意見等を参考に、各学校・各地域における取組に反映。			
令和4年度までの市民参画の実施状況	平成27年度から、毎年度会議を開催。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市地域とともにある学校づくり推進協議会		
設置目的	地域ぐるみで子どもの育ちや学びを支援する質の高い教育支援体制を整備し、コミュニティ・スクールに関する施策の充実や各学校の自立した取組を推進する。		
審議会等を設置する根拠	周南市地域とともにある学校づくり推進協議会設置要綱 第1条		
会議開催回数	2回		
会議の議題	<p>[第1回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育課所管説明 ・グループ協議・発表 <p>[第2回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育課所管説明 ・グループ協議 		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	無	委員を公募した際の割合	-
全委員数	26名		
委員の構成	<p>学識経験者 1名</p> <p>小・中学校長会 2名</p> <p>公立学校教頭会代表 2名</p> <p>学校運営協議会代表者 4名</p> <p>P T A 1名</p> <p>地域学校協働活動推進員代表者 4名</p> <p>地域連携担当教職員研修会企画委員会代表 2名</p> <p>関係部局担当者 10名</p>		
公募委員の割合の適否	-		
備考	<p>※委員の公募を行わない理由</p> <p>各学校運営協議会や地域学校協働活動推進員の地区代表等、多くの市民も入って構成している。</p>		

2 6 学校部活動の円滑な地域移行の推進

教育部 学校教育課

施策の概要	周南市立中学校における部活動について、地域で行われる文化・スポーツ活動への段階的移行に向け、中学生をはじめ、誰もが気軽に生涯にわたり文化・スポーツ活動に親しみ、楽しむことができる環境づくりを検討。		
施策の開始年度	令和4年度		
施策が属する事業の名称	やまぐち部活動改革推進事業		
施策自体の根拠法令等	周南市文化・スポーツ活動推進協議会設置要綱		
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 関係機関・団体等を構成団体とし、多様な視点に立って検討を進めていくため。		
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○ 審議会等
	-	市民説明会	- ワークショップ
	-	その他	
市民参画の方法を選択した理由	関係機関・団体等を構成団体等、多様な視点に立ち、連携して取組を検討していくため審議会等の方法を選択。		
施策に関する情報の公表	市ホームページで随時公表		
市民参画を実施した評価や課題を入力	それぞれの機関・団体を通じて各所属団体等から事前に意見を集約いただくことにより、様々な見地で専門的な意見を得ることができ、部活動の地域移行に向けた課題の抽出や整理ができた。		
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	協議会における意見をもとに、地域移行に向けた方向性を整理している。		
令和4年度までの市民参画の実施状況	-		

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市文化・スポーツ活動推進協議会		
設置目的	周南市立中学校における部活動について、地域で行われる文化・スポーツ活動への段階的移行に向け、中学生をはじめ、誰もが気軽に生涯にわたり文化・スポーツ活動に親しみ、楽しむことができる環境づくりを検討。		
審議会等を設置する根拠	周南市文化・スポーツ活動推進協議会設置要綱 第1条		
会議開催回数	4回		
会議の議題	<p>[第1回]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管説明、関係団体からの報告、意見交換（受け皿となる団体等、生徒のニーズに応えるためのアイデア） <p>[第2回]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管説明、関係団体からの報告、意見交換（方針案） <p>[第3回]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管説明、関係団体からの報告、意見交換（地域クラブ方針案、地域クラブ方針周知方法、専門部会） <p>[第4回]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体からの報告、専門部会からの報告・意見交換（地域クラブ、公共施設の活用、しゅうなんコミュニティ・クラブ） 		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け、報道機関の活用（マスコミ投込等）		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	無	委員を公募した際の割合	-
全委員数	19名		
委員の構成	学校関係者、文化団体・スポーツ団体等関係者		
公募委員の割合の適否	否		
備考	<p>※公募を行わない理由</p> <p>各所属団体を代表する関係機関・団体をもって構成し、環境づくりを検討するため。</p>		

27 社会教育の奨励

教育部 生涯学習課

施策の概要	すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するため社会教育を奨励する。		
施策の開始年度	不明(周南市合併前から実施)		
施策が属する事業の名称	社会教育振興一般事務費		
施策自体の根拠法令等	社会教育法 第15条		
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 社会教育の奨励に関して広く意見を聴取するため。		
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○ 審議会等
	-	市民説明会	- ワークショップ
	-	その他	
市民参画の方法を選択した理由	専門家、学識経験者、市民など様々な見地から合意形成を図るため審議会等の方法を選択した。		
施策に関する情報の公表	市ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。		
市民参画を実施した評価や課題を入力	3回会議を開催し、出席者全員から意見を聴取した。		
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	意見を聴取することで、今後の参考とすることができた。		
令和4年度までの市民参画の実施状況	年2～3回の社会教育委員会会議を実施。		

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市社会教育委員会議		
設置目的	社会教育行政に広く地域の意見等を反映させるため		
審議会等を設置する根拠	社会教育法 第15条 周南市社会教育委員設置条例 第1条		
会議開催回数	3回		
会議の議題	[第1回会議] 1 社会教育団体に対する補助金の交付について 2 教育大綱（生涯学習課分）に掲げる目標の進捗管理について [第2回会議] 1 中学校の部活動の地域移行 [第3回会議] 1 中学校の部活動の地域移行		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	14名		
委員の構成	学識経験者又は学識を有するもの 1名 学校教育分野 3名 社会教育分野 4名 家庭教育分野 3名 公募委員 3名		
公募委員の割合の適否	適		
備考	-		

28 大田原自然の家の管理運営

教育部 生涯学習課

施策の概要	大田原自然の家を設置し、集団宿泊訓練、野外活動等を通じて心身ともに健全な青少年を育成する。			
施策の開始年度	昭和57年			
施策が属する事業の名称	大田原自然の家管理運営事業			
施策自体の根拠法令等	周南市大田原自然の家条例			
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 大田原自然の家の適正かつ円滑な運営を図るため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	専門家、学識経験者、市民など様々な見地から合意形成を図るため審議会等の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	市民参画の実施に合わせて公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	AFPYの使用についての意見や、施設移転後のプログラム継承、運営体制への意見などを得ることができた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	移転後施設のバリアフリー化についての意見を得て、配慮が必要な利用者への対応について検討することができた。			
令和4年度までの市民参画の実施状況	毎年度、年1～2回程度、運営協議会を開催し、自然の家の基本的な運営方針等について意見を得ている。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市大田原自然の家運営協議会		
設置目的	大田原自然の家の適正かつ円滑な運営を図るため。		
審議会等を設置する根拠	周南市大田原自然の家条例第17条		
会議開催回数	2回		
会議の議題	<p>[第1回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度事業報告並びに利用状況、令和5年度事業状況、大田原自然の家移転に関わる進捗状況の審議 <p>[第2回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度事業報告、令和6年度事業計画、大田原自然の家移転に関わる進捗状況の審議 		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	無	委員を公募した際の割合	-
全委員数	7名		
委員の構成	学識経験者又は学識を有するもの 2名 社会教育団体 3名 学校教育代表 2名		
公募委員の割合の適否	-		
備考	※委員の公募を行わない理由 施設利用者に関係が深い団体、施設の属する学校区の校長から委員を推薦してもらうため。		

29 青少年育成センターの運営

教育部 生涯学習課

施策の概要	青少年の補導活動を総合的に推進し、青少年の非行化を防止するとともに青少年の健全な育成を図る。		
施策の開始年度	不明		
施策が属する事業の名称	青少年育成センター運営事業		
施策自体の根拠法令等	周南市青少年育成センターの設置に関する規則		
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 青少年育成センターの運営に関して、広く意見を聴取するため。		
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○ 審議会等
	-	市民説明会	- ワークショップ
	-	その他	
市民参画の方法を選択した理由	少年補導関係機関の代表者、青少年関係団体の代表者、学識経験者及び青少年指導員の意見を聴取するため。		
施策に関する情報の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。 ・出前トークを開催した。 		
市民参画を実施した評価や課題を入力	関係機関と連携・情報共有し、青少年を取り巻く課題・環境についての知識を深めることができている。		
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	白ポストの必要性を審議し、各地区1か所ずつ設置することで合意した。		
令和4年度までの市民参画の実施状況	毎年度2回程度、運営委員会を実施し、関係機関の情報交換等を行っている。		

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市青少年育成センター運営委員会		
設置目的	周南市青少年育成センターの円滑な運営を行うため。		
審議会等を設置する根拠	周南市青少年育成センター運営委員会設置要綱		
会議開催回数	2回		
会議の議題	[第1回会議] 令和4年度事業報告、令和5年度事業計画 [第2回会議] 令和5年度事業報告、令和6年度事業計画		
会議の公開状況	全ての会議を非公開		
開催時の公表			
公表事項			
開催前7日前までの公表	公表していない		
公表方法			
公表の適否			
開催後の公表			
公表方法			
公表の適否			
委員の公募の有無	無	委員を公募した際の割合	-
全委員数	17名		
委員の構成	少年補導関係機関 6名 青少年関係団体 9名 青少年指導員 2名		
公募委員の割合の適否	-		
備考	<p>※会議が非公開の理由 個人に関わる内容があり、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されるため。</p> <p>※委員の公募を行わない理由 少年補導関係機関の代表者、青少年関係団体の代表者、学識経験者及び青少年指導員で構成するため。</p>		

30 二十歳の記念式典の企画及び運営

教育部 生涯学習課

施策の概要	二十歳の門出を祝福、激励するとともに、法的にも大人として認められた権利及び責任等に対する自覚を促す。 青少年により組織された実行委員会を立ち上げ、企画・運営を主体的に行うことにより、次代のリーダー育成に寄与する。		
施策の開始年度	不明		
施策が属する事業の名称	二十歳の記念式典開催事業		
施策自体の根拠法令等	-		
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 青少年が企画・運営を主体的に行うことにより、次代のリーダー育成に寄与するため。		
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	- 審議会等
	-	市民説明会	- ワークショップ
	○	その他	実行委員会
市民参画の方法を選択した理由	二十歳の門出を祝福・激励する式典を、周南市内に在住・在勤・在学する若者自らが企画・運営する実行委員会形式とすることで、若者の視点に立った有意義な式典にするとともに、主体的に行動できる社会人を育成するため		
施策に関する情報の公表	市ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。 SNSを利用して実行委員会の活動の様子を掲載した。		
市民参画を実施した評価や課題を入力	式典参加者（二十歳）に近い青年が企画・運営に携わることで、時代に合った企画内容となった。		
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	式典のテーマや記念品、企画について実行委員会で協議を重ね、配付する記念品の決定、しおりや式典後の企画映像を作成した。		
令和4年度までの市民参画の実施状況	令和3年度は7回、令和4年度は8回の実行委員会を実施し、企画全般をはじめ、記念品や記念冊子等のレイアウト・仕様、記念映像の撮影について協議・決定した。		

◎その他（実行委員会）

施策の名称	二十歳の記念式典の企画・運営に関すること
実施の目的	二十歳の門出を祝福・激励する式典を、周南市内に在住・在勤・在学する若者自らが企画・運営することで、若者の視点に立った有意義な式典にするとともに、主体的に行動できる社会人を育成するため
対象者	19～30歳の方
参画の方法	二十歳の記念式典の企画・運営
実施の適否	適
実施時の公表	
公表事項	取組の名称、取組の目的、参画の対象者、参画の方法
開催前7日前までの公表	遅滞なし
公表方法	市広報紙への掲載、市ホームページへの掲載、SNSへの掲載、報道機関の活用（マスコミ投込等）
公表の適否	適
実施後の公表	
公表事項	-
公表方法	-
公表の適否	-
実施状況	令和5年7月から令和6年2月
実施結果	11名参加
備考	-

3 1 換地計画の策定

都市整備部 市街地整備課

施策の概要	公共施設の整備及び宅地の利用増進を図る		
施策の開始年度	平成5年度		
施策が属する事業の名称	富田西部第一土地区画整理事業費		
施策自体の根拠法令等	土地区画整理法第56条第3項に、審議会の権限が規定されている。		
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 学識経験者等の様々な見地から意見を聴取するために実施。		
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○ 審議会等
	-	市民説明会	- ワークショップ
	-	その他	
市民参画の方法を選択した理由	土地区画整理法で審議会の設置が規定されているため、利害関係者、学識経験者の合意形成を図るために審議会等の方法を選択した。		
施策に関する情報の公表	市ホームページを活用し実施に合わせて公表した。		
市民参画を実施した評価や課題を入力	計画の内容を精査し換地計画の策定することが出来た。		
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	なし		
令和4年度までの市民参画の実施状況	毎年度、事業の案件に関し審議会等に諮問し答申を受けている。		

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	富田西部第一土地区画整理審議会		
設置目的	法律で定められている換地設計、仮換地の指定等に関する事項について審議を行う。		
審議会等を設置する根拠	土地区画整理法第56条第1項		
会議開催回数	2回		
会議の議題	[第1回会議] ・評価員の選任について審議 [第2回会議] ・換地計画についての審議		
会議の公開状況	一部の会議を非公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	無	委員を公募した際の割合	-
全委員数	10名		
委員の構成	学識経験者又は学識を有する者 2名 宅地所有者 7名 借地権者 1名(欠員2名)(選挙による)		
公募委員の割合の適否	否		
備考	※会議の部分公開・非公開の理由 意見を聴取するため当事者が出席することになったが、会議を公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため。 ※公募を行わない理由 住民の権利を制限する内容に関する審議等を行うため		

3 2 採用試験に関するポスターの制作

消防本部 消防総務課

施策の概要	採用試験受験者増加を目的に、同年代である学生の視点を取り入れたポスターを作成する。		
施策の開始年度	令和4年度		
施策が属する事業の名称	-		
施策自体の根拠法令等	なし		
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 広い視点、市民目線を取り入れたものにするため。		
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	- 審議会等
	-	市民説明会	- ワークショップ
	○	その他	ポスターの募集
市民参画の方法を選択した理由	採用試験にあたり、受験者と同年代の学生の作成するポスターが目を引き、効果が高いのではないかと考え依頼した。		
施策に関する情報の公表	市の機関、市内の JR 駅、学校等に張り出し。		
市民参画を実施した評価や課題を入力	力を入れて取り組んでいただき、印象的なポスターを作成していただいた。また、教育的な効果もあったと考えられ、相互に有益であったのではないかと考えている。		
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	-		
令和4年度までの市民参画の実施状況	消防制服のエンブレム決定		

◎その他（ポスター募集）

名称	消防職員採用ポスターの作成依頼
目的	作品の中から代表作品を選考し、市内に掲示し、採用試験受験を促すため。
対象者	徳山高専デザイン研究部学生
参画方法	ポスター制作
公表の方法	掲示場への掲示、市内の JR 駅、市の施設などに掲示
実績	代表作品を市内に掲示し、採用試験受験につなげた。

3.3 空き家対策に関する施策

建設部 住宅課

施策の概要	特定空家等の判定、勧告、命令等について必要な事項を審議する。		
施策の開始年度	平成28年度		
施策が属する事業の名称	未来へつなぐ空き家対策事業費		
施策自体の根拠法令等	空家等対策の推進に関する特別措置法		
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 法律に基づいた協議会では、市民が構成メンバーとなっており、それに準じたため。		
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○ 審議会等
	-	市民説明会	- ワークショップ
	-	その他	
市民参画の方法を選択した理由	周南市空家等の適切な管理に関する条例 第7条第1項に基づくもの。		
施策に関する情報の公表	-		
市民参画を実施した評価や課題を入力	専門家、学識経験者、市民などの意見を参考に今後の対策を検討することができた。		
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	得られた意見を空き家の所有者に提案した。（具体的な内容は個人の権利利益を害する恐れがあるため非公開）		
令和4年度までの市民参画の実施状況	平成28年度から必要に応じ、特定空家等の判定、勧告、命令等に関し審議会等に諮問し答申を受けている。		

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市空家等審議会		
設置目的	特定空家等の判定、勧告、命令等について必要な事項を審議する。		
審議会等を設置する根拠	周南市空家等の適切な管理に関する条例 第7条第1項		
会議開催回数	2回		
会議の議題	[第1回会議] ・市長から諮問を受けた、特定空家等の勧告についての審議 [第2回会議] ・市長から諮問を受けた、特定空家等の命令等についての審議		
会議の公開状況	全ての会議を非公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	無	委員を公募した際の割合	-
全委員数	6名		
委員の構成	専門家 4名 団体推薦 2名		
公募委員の割合の適否	否		
備考	※会議の部分公開・非公開の理由 空き家所有者等の個人情報が含まれており、公開することにより、当該個人の権利利益を害する恐れがあるため。 ※公募を行わない理由 行政処分に関する審議等を行うため。		

3 4 木質バイオマス材利活用の推進

産業振興部 商工振興課

施策の概要	豊富な森林資源と発電所を併せ持つ、本市の地域特性を活かした取組に向けて、市内コンビナート企業等と木質バイオマス材の利活用に係る施策の立案及び提案を検討し、木質バイオマス材の地産地消、市内産バイオマス材の利活用を推進する。			
施策の開始年度	令和2年度			
施策が属する事業の名称	木質バイオマス材利活用推進事業			
施策自体の根拠法令等	-			
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 木質バイオマス材利活用について、広く市民の意見聴取を行うため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	専門家、学識経験者、市民など様々な見地から意見を聴取するため審議会等の方法を選択した。			
施策に関する情報の公表	市ホームページおよび情報公開窓口で公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	市民の意見や活動状況を協議会で共有することができた。また、頂いた意見等により、今後の市の取組の参考にすることができた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	協議会に参画する企業の提案で、市有林（向嶽）を活用した木質バイオマス材生産共同実証事業を実施し、共同で樹種選定などを行った。			
令和4年度までの市民参画の実施状況	毎年度、協議会を開催し、意見を聴取している。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市木質バイオマス材利活用推進協議会		
設置目的	市内における木質バイオマス材の利活用について必要な協議を行うため。		
審議会等を設置する根拠	周南市木質バイオマス材利活用推進協議会設置要綱 第1条		
会議開催回数	1回		
会議の議題	<p>[第4回会議]</p> <p>(1) 緑山バイオマス材生産モデル事業の進捗状況について</p> <p>(2) 市有林(向嶽)を活用した木質バイオマス材生産共同実証事業について</p> <p>(3) 木質バイオマス材としての広葉樹の利用可能性について</p>		
会議の公開状況	一部の会議を非公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法、会議の公開・非公開・部分公開の別		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け、報道機関の活用(マスコミ投込等)		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	無	委員を公募した際の割合	-
全委員数	13名		
委員の構成	<p>学識経験者又は学識を有する者 4名</p> <p>企業関係者 6名</p> <p>山口県東部森林組合 1名</p> <p>行政機関 2名</p>		
公募委員の割合の適否	-		
備考	<p>※一部の会議が非公開の理由</p> <p>会議の内容に周南市情報公開条例第7条第1項第2号に定める不開示情報が含まれるため。</p> <p>※公募を行わない理由</p> <p>内容の専門性が高いため。</p>		

3 5 水素エネルギー利活用の推進

産業振興部 商工振興課

施策の概要	周南コンビナートから大量かつ高純度の水素が生成される全国有数の水素発生都市という地域特性を活かし、国、県、企業等との連携による様々な取組やまちづくりに活かすための方策の検討等を通じ、水素利活用を推進する。			
施策の開始年度	平成27年度			
施策が属する事業の名称	水素利活用推進事業			
施策自体の根拠法令等	-			
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 水素エネルギー利活用について、広く市民の意見聴取を行うため。			
市民参画の方法	○	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な市民の意見を得て施策を反映するため、パブリック・コメントの方法を選択した。 ・専門家、学識経験者、市民など様々な見地から意見を聴取するため審議会等の方法を選択した。 			
施策に関する情報の公表	市ホームページおよび情報公開窓口で公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	<p>パブリック・コメントで提出された意見は、特定の市民からのものが大部分を占めており、市民の総意を確認するには至らなかった。</p> <p>協議会では、市民の意見や活動状況を共有することができた。専門性の高い分野であるが、市民の理解が進むよう今後も普及啓発等を着実に推進していく。</p>			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	<p>パブリック・コメントでは分かりやすい表現にするよう提案があったため、語句説明を追加した。</p> <p>協議会で第2次周南市利活用計画に掲載する内容について提案を受けて採用した。</p>			
令和4年度までの市民参画の実施状況	毎年度、協議会を開催し、意見を聴取している。			

◎パブリック・コメントの詳細

施策の案の名称	第2次周南市水素利活用計画（案）
実施について	
意見提出期間	令和6年2月1日から令和6年3月1日まで
意見提出手段	書面持参、郵便、ファクシミリ、電子メール
実施の適否	適
実施時の公表	
公表事項	施策の案の名称、施策の案及びその案に関する資料、意見を提出できるもの、意見の提出先、提出期間及び提出手段、意見を提出する場合の記載事項、提出された意見の検討結果の公表の仕方、施策の案等の閲覧方法及び閲覧場所
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け、総合支所、支所の窓口への備付け
公表の適否	適
実施後の公表	
公表事項	意見の概要、市の機関の考え方、施策の案の修正内容
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け、総合支所、支所の窓口への備付け
公表の適否	適
意見の提出状況	意見提出者 2名 提出があった意見数 16件
意見の検討結果	提出された意見をもとに、分かりやすい表現に修正した。

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市水素利活用協議会		
設置目的	市における水素エネルギーの利活用について必要な協議を行うため。		
審議会等を設置する根拠	周南市水素利活用協議会設置要綱 第1条		
会議開催回数	2回（オンライン会議）		
会議の議題	<p>[第13回周南市水素利活用協議会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2次周南市水素利活用計画の策定について（骨子案） <p>[第14回周南市水素利活用協議会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周南市水素利活用計画に掲げた取組の進捗について ・第2次周南市水素利活用計画の策定について 		
会議の公開状況	一部の会議を非公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け、報道機関の活用（マスコミ投込等）		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	無	委員を公募した際の割合	-
全委員数	29名		
委員の構成	<p>学識経験者又は学識を有する者 5名</p> <p>企業関係者 18名</p> <p>行政機関 6名</p>		
公募委員の割合の適否	否		
備考	<p>※会議の部分公開・非公開の理由</p> <p>会議の内容に周南市情報公開条例第7条第1項第2号に定める不開示情報が含まれるため。</p> <p>※公募を行わない理由</p> <p>内容の専門性が高いため。</p>		

36 周南市立学校給食センターの運営

教育部 学校給食課

施策の概要	各学校給食センターの円滑な運営により、児童生徒に安心安全でおいしい給食の安定供給をする。給食費の額、給食物資の購入計画及び選定、献立に関することなどを検討し、周南市立学校給食センターの適正な運営を行う。			
施策の開始年度	不明			
施策が属する事業の名称	学校給食費一般事業費			
施策自体の根拠法令等	-			
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 審議会や協議会の開催を通して、幅広い意見を取り入れ学校給食センターの運営等に反映していくため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	学校給食の当事者、医師、薬剤師、保健所職員などの見地から、専門的な審議をいただくため。			
施策に関する情報の公表	市ホームページで公表した。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	専門的な見地から助言をいただけた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	物価上昇等を踏まえた学校給食費の金額の改定を行うことができた。			
令和4年度までの市民参画の実施状況	平成15年度に審議会を設置して以降、適時開催している。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市立学校給食センター運営審議会		
設置目的	給食費の決定、給食物資の納入業者の選定、学校給食センターの運営に関する審議を行うため。		
審議会等を設置する根拠	周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例第2条		
会議開催回数	2回		
会議の議題	<ul style="list-style-type: none"> ・給食費改定について ・給食物資納入業者選定について 		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	無	委員を公募した際の割合	-
全委員数	19名		
委員の構成	学識経験者又は学識を有する者 3名 小・中学校長 8名 小・中学校PTA会長（副会長） 8名		
公募委員の割合の適否	否		
備考	※公募を行わない理由 専門性の高い審議会であるため		

37 地域づくりの推進

地域振興部 地域づくり推進課

施策の概要	周南市地域づくり推進計画に基づき、市民と行政との協働による取組や市民自らが公共の担い手となる新しい公共の取組を一層拡大することにより、市民と共に地域の価値を創出する共創の地域づくりを実現する。			
施策の開始年度	平成28年度			
施策が属する事業の名称	地域づくり支援事業費			
施策自体の根拠法令等	-			
市民参画の根拠	条例第6条第3項による 施策に市民の意見、提案等を反映させるため。			
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○	審議会等
	-	市民説明会	-	ワークショップ
	-	その他		
市民参画の方法を選択した理由	実際に地域づくり活動に取り組んでいる市民の意見を吸い上げ、地域づくり推進計画に掲げる施策の効果やより良いあり方を検討したり、市民の意見を反映した審査や評価を行うため。			
施策に関する情報の公表	市ホームページにおいて施策について詳しく周知を図り、情報公開窓口でも公表を行った。			
市民参画を実施した評価や課題を入力	市民の意見を反映した評価や審査を行うことができた。			
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	協議会で得た意見を地域づくり推進計画やに反映することができた。また、審査会で出た意見を地域に伝え、地域づくりの事業に反映することができた。			
令和4年度までの市民参画の実施状況	毎年、協議会等を開催し市民等の意見を計画や事業に反映させている。			

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市地域づくり推進協議会		
設置目的	周南市の地域づくり推進計画に関すること及び地域づくりの推進に関することを検討。		
審議会等を設置する根拠	周南市地域づくり推進協議会設置要綱		
会議開催回数	2回		
会議の議題	<p>[第1回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり推進協議会委員の役割及び年間スケジュールについて ・地域づくり推進計画の進捗について ・地域づくり推進計画の評価について <p>[第2回会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり推進計画の評価の決定について 		
会議の公開状況	全ての会議を公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	有	委員を公募した際の割合	20%以上
全委員数	15名		
委員の構成	学識経験者又は学識を有する者 2名 関係団体からの推薦 10名 公募による市民 3名		
公募委員の割合の適否	適		
備考	-		

38 地域創発事業の補助対象事業の審査並びに採択事業実施後の評価及び助言

地域振興部 地域づくり推進課

施策の概要	地区コミュニティ組織等の個性的・魅力的な地域づくりを支援することにより、活力あふれる地域の実現を図ることを目的とした周南市地域創発事業を効果的に実施するため、補助対象事業の審査を行う。		
施策の開始年度	平成22年度		
施策が属する事業の名称	地域づくり支援事業費		
施策自体の根拠法令等	周南市地域創発事業委員会設置要綱		
市民参画の根拠	条例第6条第3項による		
市民参画の方法	-	パブリック・コメント	○ 審議会等
	-	市民説明会	- ワークショップ
	-	その他	
市民参画の方法を選択した理由	実際に地域づくり活動に取り組んでいる市民の意見を反映した審査及び評価を行うため。		
施策に関する情報の公表	情報公開窓口や、市ホームページにおいて、公表をした。		
市民参画を実施した評価や課題を入力	市民の意見を反映した審査・評価を行うことができた。		
市民参画により意見や提案を施策に反映させた例	審査会で得た意見を地域へ伝え、事業に反映することができた。		
令和4年度までの市民参画の実施状況	同様の内容で実施してきた。		

◎審議会等の詳細

審議会等の名称	周南市地域創発事業委員会		
設置目的	○周南市地域創発事業補助金交付要綱に関する事業の審査等を行うこと。 ○採択事業実施後の評価及び助言に関すること。 ○その他創発事業の実施に必要な事項に関すること。		
審議会等を設置する根拠	周南市地域創発事業委員会設置要綱		
会議開催回数	3回		
会議の議題	周南市地域創発事業の審査について		
会議の公開状況	一部の会議を非公開		
開催時の公表			
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法		
開催前7日前までの公表	遅滞なし		
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
開催後の公表			
公表方法	市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け		
公表の適否	適		
委員の公募の有無	無	委員を公募した際の割合	-
全委員数	5名		
委員の構成	学識経験者3名 市民の代表1名 市の職員1名		
公募委員の割合の適否	-		
備考	※一部の会議を非公開の理由 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められるため。		

3 人材の育成

市の職員を対象とした研修を実施することで、市民参画を有効に実施できる人材の養成を図っています。令和5年度に行った研修は次のとおりです。

開催日	内容等	参加対象者
令和6年3月4日 ～令和6年3月29日	市民参画に関する研修 (オンラインによる動画視聴)	主に係長級職員

4 意見等把握の取組

市では、協働によるまちづくりを推進するため、市民参画を実施するほか、様々な取組により市民の意見等を把握するよう努めています。取組の例は次のとおりです。

取組の例	説明
まちづくり提言制度	市の施設に設置した提言箱や市ホームページで意見等を受け付ける。
市長と語るまちづくり懇談会	市長が懇談会に出席し意見等を聴取する。
市民アンケート	市広報紙と市ホームページでアンケートを募集する。

参考資料

周南市市民参画条例

地方分権の時代を迎え、「地域のことは、地域で考え、決定し、行動しよう」、「市民に身近なことは市民が参画し、その責任において決め、解決しよう」、「自分たちの地域社会は自分たちで治めよう」という自治意識の成熟が求められるようになってきました。

幸いにも、私たちのまち・周南市では、まちづくりに対して自発的に提言し、様々な課題を主体的に解決していこうという意識をもつ市民が数多く生まれています。未来に向けて、豊かで輝きに満ちた周南市を創造していくためには、これら市民の力を結集するとともに、これまで以上に、市民自らが公共の担い手となり、自治意識と責任感、相互協力のこころをはぐくみ、協働によるまちづくりを進めていくことが必要です。

こうした考え方を具体化するための第一歩として、市民一人ひとりが主体的に市政に参画するための基本的な取り決めをまとめた周南市市民参画条例をここに定めます。

市民が市政に関心をもち、自ら主体的に発言し、提案することを通して、周南のまちを市民と市がともに手を携えて築いていくことに誇りと喜びを感じられる時代がくることを、私たちは確信しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民が主体的に市政に参画するために必要な基本事項を定めることにより、協働によるまちづくりを推進し、豊かで輝きに満ちた地域社会を築いていくことを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 市民 市内に住む人、働く人、学ぶ人及び市内に事務所又は事業所を有するものをいいます。
- (2) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、モーターボート競走事業管理者及び消防長をいいます。
- (3) 協働 市民と市の機関が、目標を共有した上で、対等な立場に立ち、それぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、協力し合うことをいいます。
- (4) 市民参画 市の機関が行う施策に市民の意見、提案等（以下「市民の意見等」といいます。）を反映させるため、その企画立案から実施、評価に至るまで、市民が主体的に参画することをいいます。

(基本原則)

第3条 市民参画の基本原則は、次のとおりとします。

- (1) 市民が、自らの意思と責任の下に行うものとします。
- (2) 市民が平等に参画することができるものとします。
- (3) 市民と市の機関が、対等な立場で、相互の役割を理解し、尊重しながら行うものとします。
- (4) 市民と市の機関が、市政に関する情報を共有することにより行うものとします。

(市民の責務)

第4条 市民は、進んで市政に参画し、自らの知識や経験を市政に生かしていくよう努めるものとします。

2 市民は、自らの発言と行動に責任を持って市政に参画するよう努めるものとします。

3 市民は、公共の利益を図ることを基本として、お互いの意見を尊重しあいながら、市政に参画するよう努めるものとします。

(市の機関の責務)

第5条 市の機関は、市政に関する情報を積極的に市民に提供するよう努めるものとします。

2 市の機関は、市民参画の機会を積極的に設けるよう努めるものとします。

3 市の機関は、市民の意向を的確に把握し、施策に反映させるよう努めるものとします。

第2章 市民参画の実施等

(市民参画の対象)

第6条 市民参画の対象となる施策（以下「対象施策」といいます。）は、次のとおりとします。

(1) 市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更

(2) 市政の基本的な方針を定める条例の制定又は改廃

(3) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例の制定又は改廃

(4) 広く市民に適用され、市民生活や事業活動に直接、重大な影響を与える制度の導入又は改廃

(5) 広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する計画等の策定又は変更

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参画の対象としないことができます。

(1) 緊急を要するもの

(2) 軽易なもの

(3) 法令の規定により市民参画を実施するもの

(4) 法令の規定により施策の実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの

(5) 市の機関の内部事務処理に関するもの

(6) 市税の賦課その他金銭の徴収に関するもの

(7) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの

3 市の機関は、第1項各号に掲げるもの以外のもの（前項各号のいずれかに該当するものを除きます。）にあっても、市民参画の対象とすることができます。

4 市の機関は、対象施策としているものであって、第2項の規定により市民参画を実施しなかった場合において、市民からその理由を求められたときは、当該市民にこれを説明しなければなりません。

5 市の機関は、対象施策としているものであって、第2項第1号の緊急を要することを理由に市民参画を実施しなかったときは、第15条に定める周南市市民参画推進審議会に報告しなければなりません。

(市民参画の方法)

第7条 この条例における市民参画の方法は、次のとおりとします。

(1) パブリック・コメント（市の機関が施策を定めるとき、その原案を公表して、書面等

- により広く意見を求め、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する方法)
- (2) 市民説明会（市の機関が施策を定めるとき、市民に事業決定の前に考えを説明し、市民の意見等を聴取し、又は討議する方法）
 - (3) ワークショップ（市の機関が施策を定めるとき、市民と市の機関又は市民同士が問題点を共有し、認識しながら、相互に議論、共同作業などを通して、案を作り上げていく方法）
 - (4) 審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置された審議会、審査会等の附属機関及び市の機関が定める要綱等により設置された懇話会、研究会等に、市の機関が諮問等を行うことにより意見等を求める方法）
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法
（市民参画の実施）

第8条 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、前条各号に掲げる市民参画の方法のうちから、適切な方法により実施します。

- 2 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、次の事項に配慮します。
 - (1) 必要と認められるときは、複数の方法により多様な市民の意見等が得られるようにすること。
 - (2) 高度な専門性を必要とする施策については、深い知識と経験を持つ市民の参画が得られるようにすること。
 - (3) 地域性を有する施策については、対象となる地域の市民の参画が得られるようにすること。
- 3 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、その結果を施策の決定に生かすことができる適切な時期に実施するものとします。
- 4 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号）に定める不開示情報に該当するものを除き、施策に関する情報を適切な時期に公表するものとします。

（提出された意見等の検討）

第9条 市の機関は、市民参画の実施により提出された市民の意見等を尊重し、検討します。

（公表の方法）

第10条 この条例に定める公表の方法は、次に定めるとおりとし、2以上の方法で行うこととします。

- (1) 市広報紙への掲載
- (2) 市ホームページへの掲載
- (3) ケーブルテレビでの放映
- (4) 周南市公告式条例（平成15年周南市条例第3号）に定める掲示場への掲示
- (5) 市の機関が設置する情報公開・個人情報保護担当の窓口への備付け
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民に広く周知できる方法

（パブリック・コメントの実施）

第11条 市の機関は、パブリック・コメントを実施するときは、次の事項を公表します。

- (1) 施策の案及びその案に関する資料
- (2) 意見の提出先、提出期間及び提出手段

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項
- 2 パブリック・コメントにおける意見の提出期間は、前項の規定による公表の日から原則として1箇月とします。
- 3 パブリック・コメントにおける意見の提出手段は、次に掲げるとおりとします。
 - (1) 書面持参
 - (2) 郵便
 - (3) ファクシミリ
 - (4) 電子メール
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める手段
- 4 パブリック・コメントにより意見を提出しようとするものは、住所、氏名（法人その他の団体にあつては所在地、名称及び代表者氏名）及び連絡先を明らかにします。
- 5 市の機関は、パブリック・コメントにより提出された意見に対する検討を終えたときは、周南市情報公開条例に定める不開示情報に該当するものを除き、意見の概要及び市の機関の考え方並びに施策の案を修正したときはその修正内容を公表します。

(市民説明会、ワークショップ等の実施の公表)

第12条 市の機関は、市民説明会、ワークショップその他市の機関が行う施策に市民の意見等を反映させるため市民に参画を求める集会を実施するときは、日時、場所、内容等に関する情報を開催日の2週間前までに公表します。

- 2 市の機関は、市民説明会、ワークショップその他市の機関が行う施策に市民の意見等を反映させるため市民に参画を求める集会を実施したときは、周南市情報公開条例に定める不開示情報に該当するものを除き、開催記録を公表します。

(審議会等の委員公募及び会議の公開)

第13条 市の機関は、審議会等の委員を選任するときは、委員の公募に努めます。

- 2 審議会等の委員の公募に関し必要な事項は、別に定めるところによります。
- 3 審議会等の会議は、事前に開催を公表し、周南市情報公開条例第22条の規定により公開します。

(意向の把握)

第14条 市の機関は、この章に定めるもののほか、適切な方法により、広く市民の意識や意見を把握するよう努めます。

第3章 市民参画の推進

(市民参画推進審議会の設置)

第15条 この条例に定める市民参画の適正な運用及び市民参画を推進する上で必要な事項を審議するために周南市市民参画推進審議会（以下「推進審議会」といいます。）を設置します。

- 2 推進審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議します。
 - (1) 第6条第5項の規定による報告に関する事項
 - (2) 市民参画の実施状況の評価に関する事項
 - (3) この条例の運用状況に関する事項
 - (4) 市民参画の方法の研究及び改善に関する事項
 - (5) この条例の見直しに関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市民参画に関する基本的事項

3 推進審議会は、市民参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができます。

4 推進審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織します。

(1) 市長が行う公募に応じた者

(2) 学識経験者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

5 推進審議会の委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 推進審議会の委員は、再任されることができます。

(市民参画の実施状況等の公表)

第16条 市長は、毎年度、市民参画の実施状況及び推進審議会における評価（前条第2項第2号の規定による評価をいいます。）結果をまとめて公表します。

(市民参画の方法の普及等)

第17条 市民と市の機関は、様々な市民参画の方法の普及に努めるとともに、それらの長所及び短所を理解し、有効に運用できる人材の養成に努めます。

第4章 雑則

(意思決定過程の特例)

第18条 審議会等がこの条例に定める市民参画の方法に準じて策定した報告、提言又は答申に基づき、市の機関が行う施策については、この条例に定める市民参画を実施する必要はありません。

(条例の見直し)

第19条 市長は、社会情勢の変化や市民参画の状況を踏まえ、必要に応じ、この条例の見直しを行います。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行します。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、既に着手され、又は着手のための準備が進められている施策であつて、時間的な制約その他正当な理由により市民参画を実施することが困難な場合については、第6条から第13条までの規定は適用しません。

附 則（平成22年12月28日条例第31号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日条例第43号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

周南市市民参画条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、周南市市民参画条例(平成18年周南市条例第67号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(大規模な公共施設の範囲)

第2条 条例第6条第1項第5号に規定する大規模な公共施設は、事業費がおおむね10億円以上のものとする。

(市民参画の対象としなかった場合の取扱い)

第3条 条例第6条第5項の規定による報告は、緊急処理理由書(別記様式第1号)により行う。

(資料全体を公表することが困難な場合の取扱い)

第4条 条例第8条第4項、第11条第1項及び第5項、第12条並びに第16条の規定による公表を行う場合において、対象となる施策の内容全体(図面、冊子、大量な資料等)を公表することが困難なときは、当該内容全体の閲覧方法を明示したうえで、その概要を公表することができる。

(パブリック・コメントを実施する場合の公表事項)

第5条 条例第11条第1項に規定するパブリック・コメントを実施する場合において公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施策の案の名称
- (2) 施策の案及びその案に関する資料
- (3) 意見を提出できるもの
- (4) 意見の提出先、提出期間及び提出手段
- (5) 意見を提出する場合の記載事項
- (6) 提出された意見の検討結果の公表の仕方
- (7) 施策の案等の閲覧方法及び閲覧場所
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

(パブリック・コメントにより意見を提出する場合の記載事項)

第6条 パブリック・コメントにより意見を提出しようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面等を条例第11条第1項の規定による市の機関が公表したところにより、提出するものとする。

- (1) 施策の案の名称
- (2) 施策の案に対する意見
- (3) 住所(法人その他の団体にあつては所在地)
- (4) 氏名(法人その他の団体にあつては名称及び代表者名)
- (5) 連絡先(前2号に掲げるもののほか、電話番号、電子メールアドレス等、市の機関が意見を提出したものへ通信する際に利用する情報をいう。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

(市民説明会、ワークショップ等を実施する場合の公表事項)

第7条 条例第12条第1項に規定する市民説明会、ワークショップ等を実施する場合において公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 集会の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 集会の議題（テーマ）
- (4) 参加できるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項
（市民説明会、ワークショップ等を実施した場合の公表事項）

第8条 条例第12条第2項の規定により公表する開催記録は、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 集会の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 集会の議題（テーマ）
- (4) 集会の内容
- (5) 参加者数
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項
（市民参画の実施状況の報告）

第9条 市民参画を実施した担当課等の長は、その結果を、当該年度の翌年度、別に定める様式により、速やかに市民参画担当課長へ提出するものとする。条例第18条に規定する意思決定過程の特例によるときも、同様とする。

（周南市市民参画推進審議会の組織及び運営）

第10条 条例第15条に規定する周南市市民参画推進審議会（以下「推進審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（推進審議会の会議）

第11条 会長は、推進審議会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 推進審議会は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明や意見を聴くことができる。

（推進審議会の庶務）

第12条 推進審議会の庶務は、市民参画担当課において処理する。

（推進審議会の運営）

第13条 前3条に定めるもののほか、推進審議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進審議会に諮って定める。

（その他）

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

令和5年度市民参画実施状況報告書

令和7年2月発行

周南市地域振興部地域づくり推進課

住所 〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地

電話 0834-22-8412

メール kyodo@city.shunan.lg.jp